

第**201**回

定時株主総会招集ご通知

2022年4月1日～2023年3月31日

日時

2023年6月23日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

場所

東京都千代田区大手町二丁目6番4号 常盤橋タワー
当社 18階 会議室

- 株主総会当日のご来場につきましては、体調に十分ご留意されたうえでご判断いただきますよう、お願い申し上げます。
- 株主総会の模様をライブ配信いたします。
- ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時まで

古河電気工業株式会社

証券コード: 5801



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/5801/>



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素よりひとかたならぬご支援お引き立てを賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第201回定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

2023年6月1日
(電子提供措置の開始日 2023年5月26日)

(証券コード 5801)

東京都千代田区大手町二丁目6番4号

古河電気工業株式会社

取締役社長 **森平英也**



第201回定時株主総会招集ご通知

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

■ 当社ウェブサイト

<https://www.furukawa.co.jp/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、「**ネットで招集**」および**東京証券取引所（東証）のウェブサイト**にも掲載しております。

■ 「ネットで招集」ウェブサイト <https://s.srdb.jp/5801/>



■ 東証ウェブサイト* (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

*東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス) にアクセスして、銘柄名 (会社名) または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。



- 1. 日 時** 2023年6月23日 (金曜日) 午前10時
- 2. 場 所** 東京都千代田区大手町二丁目6番4号 常盤橋タワー
当社 18階 会議室
- 3. 目的事項**

報告事項	第1号	第201期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類の監査結果報告の件
	第2号	第201期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件
決議事項	第1号議案	剰余金の配当の件
	第2号議案	取締役11名選任の件
	第3号議案	監査役1名選任の件
	第4号議案	補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。以下をご参照のうえ、いずれかの方法にてご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をされる方

郵送 または インターネット で事前に議決権を行使いただくことができます。

郵送 議決権行使期限



2023年6月22日
(木曜日)
午後5時(必着)

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、同封の個人情報保護シールを貼付して行使期限までに到着するようご返送ください。

【ご注意】議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、「賛」の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

または

インターネット 議決権行使期限



2023年6月22日
(木曜日)
午後5時

A ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」

B 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

▶詳細は、3ページ記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

【ご注意】議決権行使書用紙およびインターネットにより、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

株主総会当日にご出席される方

株主総会開催日時

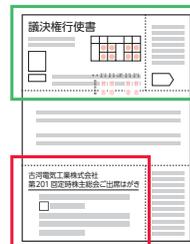
2023年6月23日
(金曜日)
午前10時

来場人数の把握のため、当日ご来場予定の場合は「**ご出席はがき**」をご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

【返送期限】2023年6月15日(木曜日)

- 株主総会当日のご来場につきましては、体調に十分ご留意されたうえでご判断いただきますよう、お願い申し上げます。
- 郵送またはインターネットによる事前の議決権行使を是非ご活用ください。
- 株主総会当日はインターネットによるライブ配信を行います。当日の会場撮影では、ご出席株主様のプライバシーに可能な限り配慮いたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、株主総会会場でお受けするご質問とは別に、事前にインターネット上でもご質問をお受けいたします。詳細は、4ページから5ページをご参照ください。
- 本株主総会では、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- 紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。
- 今後の状況変化によって、株主総会運営に変更がある場合には、その内容を当社ホームページにて随時更新いたします。

▼議決権行使書(当日持参)



▲ご出席はがき
(2023年6月15日(木曜日)
までに返送)

5. その他

- (1) 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。なお、送付書面では、電子提供措置事項のうち、法令および当社定款第14条の規定に基づき、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」を記載していません。したがって、当該書面は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し監査を行った書類の一部です。
- (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、左記インターネット上のウェブサイト(当社ウェブサイト、「ネットでご招集」ウェブサイト、東証ウェブサイト)に修正内容等を掲載させていただきます。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンやパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願いいたします。

インターネット

議決権行使期限

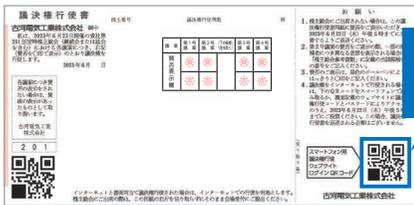
2023年6月22日(木曜日)午後5時



A ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」

1回に限り有効です。

ログインQRコードを読み取ることで、議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。



「議案詳細」にタッチすると、議案の詳細が参照可能です。

2回目以降のログインの際は下記「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」記載のご案内にしたがってログインしてください。

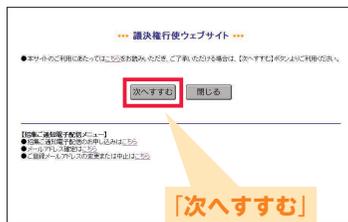
ログインQRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

B 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトへ <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



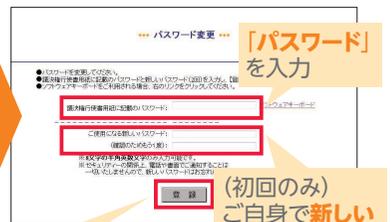
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
(初回のみ)ご自身で新しいパスワードを設定してください

※操作画面はイメージです。

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内にしたがって「賛否」をご入力ください。

インターネットによる議決権行使のお問い合わせ

みずほ信託銀行証券代行部
インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524 (9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによるライブ配信のご案内



株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

- 本ライブ配信では議決権の行使や質問、動議を行うことはできません。
- 郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をお願いいたします。

配信日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時～株主総会終了まで

ご視聴方法

※ご視聴環境のテストについて

2023年6月23日（金曜日）午前9時から株主総会終了までの間、上記ライブ配信URL（QRコードからでも可）にアクセスいただき、ご視聴環境のテストを行っていただくことが可能です。

<ご留意事項>

- ライブ配信をご視聴の株主様からは、**議決権の行使、およびご質問・動議を含めた一切のご発言をお受けすることはできません**（会社法上の株主総会へのご出席とはなりません）。議決権の行使期限にご留意いただき、郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をお願いいたします。
- ライブ配信映像・音声の録画・録音・撮影・保存、ウェブサイト・SNS等での公開、二次利用等は固くお断りいたします。
- ライブ配信の実施にあたり合理的な範囲で対策は講じておりますが、システム障害・通信障害・通信環境の悪化等の影響により、映像や音声の乱れ・遅延・中断などが発生する可能性や、ライブ配信の中止も想定されますので、あらかじめご了承ください。
※映像や音声に不具合が生じた場合でも、復旧を待たずに議事を進行いたします。
- ご利用の機器やインターネット接続環境等により、映像や音声に不具合が生じる、またはご視聴いただけない場合がございます。上記のとおり、ご視聴環境のテストも可能ですので、是非ご利用ください。なお当社は、株主様のあらゆる環境においてライブ配信を確実にご視聴いただけることを保証するものではありませんので、あらかじめご了承ください。
- ライブ配信をご視聴いただくための費用（インターネット接続料金、通信料金等）は各株主様のご負担となります。

ライブ配信に関するお問い合わせ窓口

お問い合わせ先：0120-099-027（通話料無料）

受付時間：2023年6月23日（金曜日）午前9時～株主総会終了まで



事前質問受付のご案内

第201回定時株主総会の報告事項および決議事項に関して、株主総会会場でお受けするご質問とは別に、インターネット上で株主の皆様からのご質問をお受けいたします。下記URLから当社ホームページの専用ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載の株主番号（数字9桁）、ご質問内容等をご入力ください。

株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、株主総会会場にてご説明させていただく予定です。

受付期間

2023年6月1日（木曜日）～2023年6月15日（木曜日）午後5時まで

入力方法

<ご留意事項>

- ご質問いただいた内容について、回答をお約束するものではありません。
- いただいたご質問に対して、個別の回答はいたしかねますことをご了承ください。
- 株主総会会場にてご説明させていただく場合には、個人情報特定できないよう対応いたします。
- 株主総会会場にて取り上げるに至らなかったご質問につきましても、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。

オンデマンド配信（事後配信）のご案内

配信日時

2023年7月上旬配信開始予定

ご視聴方法

以下の当社ウェブサイトへアクセスしてください。

<https://www.furukawa.co.jp/ir/stock/meeting.html>

スマートフォンからは
こちら



<ご留意事項>

- オンデマンド配信（事後配信）では、ライブ配信の映像・音声を利用し、株主様との質疑応答部分等一部を削除・編集したものを配信する予定です。
- 配信映像・音声の無断転載や再配信は固くお断りいたします。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、資本効率を重視した経営を目指し、成長戦略投資や次世代新事業育成、財務体質の改善ならびに株主還元のバランスをとることを、資本政策の基本方針としております。

この基本方針のもと、2025年度を最終年度として策定した中期経営計画「Road to Vision 2030-変革と挑戦-」においては、利益成長を通じて企業価値向上を図るべく、成長分野に重点的に投資するとともに、安定的かつ継続的に株主還元していくこととし、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目途として業績に連動した配当を行うことを株主還元方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績等を踏まえ、1株につき80円とさせていただきますと存じます。

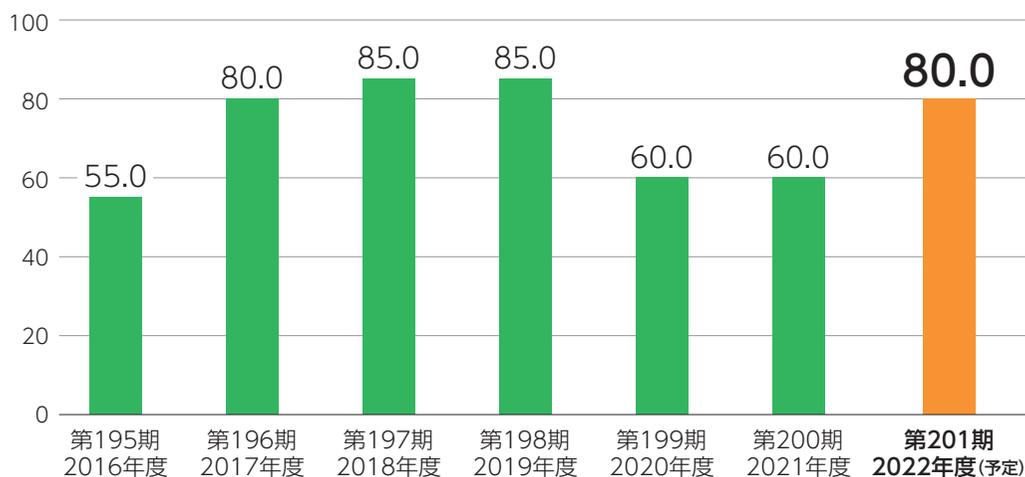
(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金80円 総額5,649,317,120円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日

ご参考 1株当たり配当金の推移 (単位:円)



第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当
1	こばやし けいいち 小林 敬一 再任	取締役会長
2	もりだいら ひでや 森平 英也 再任	代表取締役社長
3	つかもと おさむ 塚本 修 再任 社外 独立	社外取締役
4	つかもと たかし 塚本 隆史 再任 社外 独立	社外取締役
5	みよかわ よしろう 御代川 善朗 再任 社外 独立	社外取締役
6	やぶ こ 藪 ゆき子 再任 社外 独立	社外取締役
7	さいとう たもつ 斎藤 保 再任 社外 独立	社外取締役
8	みやもと さとし 宮本 聡 再任	取締役兼執行役員専務 戦略本部長
9	ふくなが あきひろ 福永 彰宏 再任	取締役兼執行役員常務 財務本部長
10	ますたに よしお 栞谷 義雄 再任	取締役兼執行役員常務 営業統括本部長
11	やなぎ としお 柳 登志夫 新任	執行役員 リスクマネジメント本部長

社外：社外取締役候補者 独立：独立役員候補者

各取締役候補者は、委員の過半数および委員長を社外取締役とする任意の指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものです。

各候補者の略歴および指名の理由等につきましては、次ページ以降をご参照ください。

候補者番号

1

こばやし けい いち
小林 敬一 (1959年6月24日生)

再任



▶ 略歴、当社における地位および担当

1985年 4月 当社入社
 2014年 4月 当社執行役員、銅条・高機能材事業部門長
 2015年 4月 当社執行役員常務、自動車・エレクトロニクス材料系事業部門管掌
 兼銅条・高機能材事業部門長
 同 年 6月 当社取締役兼執行役員常務、自動車・エレクトロニクス材料系事業部門管掌
 兼銅条・高機能材事業部門長
 2016年 4月 当社代表取締役兼執行役員専務、グローバルマーケティングセールス部門長
 2017年 4月 当社代表取締役社長
 2023年 4月 当社取締役会長（現在に至る）

所有する当社株式の数

普通株式
9,300株
潜在的な株式^(※1)
36,682株

出席率

取締役会
100% (17回中17回)
指名・報酬委員会^(※3)
88.9% (9回中8回)

▶ 取締役候補者とする理由

小林敬一氏は、代表取締役社長を含め永年にわたり当社グループの経営に携わっており、事業運営やマーケティング・セールスに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。本年4月からは、取締役会議長として、非業務執行の立場から社長以下の経営陣による業務執行の監督に当たっております。同氏の当社グループにおける豊富な経営経験および主要な事業領域における技術に関する高度な知見が2030年を見据えて策定した「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向けた取締役会における戦略的議論およびコーポレートガバナンスの更なる強化に資するものと期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

2

もり だいら ひで や
森平 英也 (1965年7月13日生)

再任



▶ 略歴、当社における地位および担当

1990年 4月 当社入社
 2011年 3月 当社知的財産部戦略企画グループマネージャー
 2013年 4月 当社戦略本部経営企画室主査
 2014年 4月 当社戦略本部経営企画室長
 2016年 4月 当社情報通信ソリューション統括部門企画統括部長
 2017年 4月 当社情報通信ソリューション統括部門副統括部門長兼同統括部門企画統括部長
 2020年 2月 当社情報通信ソリューション統括部門ファイバ・ケーブル事業部門長
 同 年 4月 当社執行役員、情報通信ソリューション統括部門ファイバ・ケーブル事業部門長
 2021年 4月 当社執行役員、情報通信ソリューション統括部門長兼同統括部門ファイバ・ケーブル事業部門長
 同 年 5月 当社執行役員、情報通信ソリューション統括部門長
 2022年 4月 当社執行役員常務、情報通信ソリューション統括部門長
 同 年 6月 当社取締役兼執行役員常務、情報通信ソリューション統括部門長
 2023年 4月 当社代表取締役社長（現在に至る）

所有する当社株式の数

普通株式
3,600株
潜在的な株式^(※1)
2,766株

出席率

取締役会^(※2)
100% (13回中13回)

▶ 取締役候補者とする理由

森平英也氏は、生産技術や知的財産部門を経験し、経営企画室長として前中期経営計画の立案を主導したほか、2016年以降は、当社がグローバルに事業展開している情報通信ソリューション部門において、事業部門長や統括部門長として情報通信事業全般の変革を推進するなど、事業運営に関する豊富な経験および当社グループの主要な事業領域における技術に関する高度な知見を有しております。同氏は、本年4月からは代表取締役社長に就任し、その優れたリーダーシップのもと中期経営計画「Road to Vision2030-変革と挑戦-」を強力に推進し、「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向け企業価値の更なる向上を図る任に当たっており、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

3

つかもと おさむ
塚本 修

(1953年6月11日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

普通株式
500株

出席率

取締役会

100% (17回中17回)

指名・報酬委員会^(※3)

100% (9回中9回)

▶ 略歴、当社における地位および担当

1977年 4月 通商産業省入省 (現 経済産業省)
 2003年 7月 同省大臣官房審議官 (地域経済産業グループ・資源エネルギー庁担当)
 2004年 6月 同省製造産業局次長
 2006年 7月 同省大臣官房技術総括審議官
 2008年 7月 同省関東経済産業局長
 2009年 7月 同省地域経済産業審議官
 2010年 7月 同省退官
 同 年 10月 学校法人東京理科大学特命教授
 同 年 同月 当社非常勤顧問
 2013年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
 2014年 3月 学校法人東京理科大学特命教授退任
 同 年 6月 一般財団法人石炭エネルギーセンター理事長 (現 一般財団法人カーボンフロンティア機構) (現在に至る)

▶ 重要な兼職の状況 一般財団法人カーボンフロンティア機構理事長

▶ 社外取締役候補者とする理由および期待される役割

塚本修氏は、これまで当社の社外取締役となること以外の方法で企業経営に携わった経験はありませんが、経済産業省において永年にわたり産業政策に関与してきた経験や特に環境・エネルギー分野における幅広い知見を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、研究開発、事業戦略および製品品質などの議題を中心に、経済政策や市場動向を踏まえた積極的な助言・提言をされてきました。今後、当社グループが新技術の開発や新事業の育成により注力するにあたり、環境・エネルギー分野をはじめとする同氏の産業政策に関する深い知見に基づく助言・提言は極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に資するものと期待できることから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

4

つかもと たかし
塚本 隆史

(1950年8月2日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

普通株式 4,200株

出席率

取締役会

100% (17回中17回)

指名・報酬委員会^(※3)

100% (9回中9回)

▶ 略歴、当社における地位および担当

1974年 4月 (株)第一勧業銀行入行 (現 (株)みずほ銀行)
 2002年 4月 (株)みずほコーポレート銀行執行役員人事部長 (現 (株)みずほ銀行)
 2003年 3月 (株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員リスク管理グループ長兼人事グループ長
 2004年 4月 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員欧州地域統括役員
 2006年 3月 同行常務取締役企画グループ統括役員兼財務・主計グループ統括役員
 2007年 4月 同行取締役副頭取
 2008年 4月 (株)みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員財務・主計グループ長
 同 年 6月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役副社長財務・主計グループ長
 2009年 4月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役社長
 2011年 6月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役会長兼(株)みずほ銀行取締役頭取
 2013年 7月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役会長兼(株)みずほ銀行取締役会長
 同 年 11月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役会長
 2014年 4月 みずほフィナンシャルグループ常任顧問
 2017年 4月 みずほフィナンシャルグループ名誉顧問 (現在に至る)
 同 年 6月 当社社外監査役
 2021年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)

▶ 重要な兼職の状況 みずほフィナンシャルグループ名誉顧問、朝日生命保険相互会社社外取締役、イオン(株)社外取締役、(株)インターネットイニシアティブ社外取締役

▶ 社外取締役候補者とする理由および期待される役割

塚本隆史氏は、金融機関の財務担当取締役および代表取締役などを歴任し、財務・会計を含めた企業経営全般に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、2021年に当社社外取締役に就任以降、事業戦略、グループ経営管理、財務政策およびインベスター・リレーションズなどの議題を中心に、グループ・グローバル経営や株主をはじめとするステークホルダーの視点から積極的な助言・提言をされてきました。また、指名・報酬委員会や社外役員会議の長としてリーダーシップを発揮するとともに、幹事社外役員として当社の経営課題に対する社外役員間での認識共有や社外役員と経営陣・監査役(会)との連携を図るなど、当社のコーポレートガバナンスの水準向上に大いに寄与されております。今後、当社グループがコーポレートガバナンス体制の強化やグローバル企業経営を推進するにあたり、同氏の経験・知見に基づく企業経営や財務・会計に関する助言・提言、ならびにリーダーシップは極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に資するものと期待できることから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

5

みよかわ よしろう
御代川 善朗

(1952年12月28日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

普通株式
2,700株

出席率

取締役会
100% (17回中17回)
指名・報酬委員会^(※3)
100% (9回中9回)

▶ 略歴、当社における地位および担当

- 1975年 4月 山之内製薬(株)入社 (現 アステラス製薬(株))
- 2003年 1月 同社業務改革推進部長
- 2004年 9月 同社グループ戦略企画部合併準備委員会統括事務局リーダー
- 2005年 4月 同社統合推進部長
- 同 年 9月 同社執行役員、ビジネスイノベーション部長
- 2006年 4月 同社執行役員、経営管理本部人事部長
- 2008年 4月 同社執行役員、経営管理担当
- 同 年 6月 同社上席執行役員、経営管理担当
- 2011年 6月 同社副社長執行役員、経営管理担当
- 2013年 6月 同社代表取締役副社長、経営管理・コンプライアンス担当
- 2017年 6月 同社退任
- 2019年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)

▶ 社外取締役候補者とする理由および期待される役割

御代川善朗氏は、大手製薬会社において管理部門の要職や代表取締役副社長等を歴任し、企業経営、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、コーポレートガバナンス、事業戦略および人材育成などに関する議題を中心に、当社グループ全体のガバナンス向上に向けた積極的な助言・提言をされてきました。今後、当社グループのグループガバナンス体制をより一層充実させるための取組みを推進するにあたり、同氏の経験・知見に基づく企業経営やコンプライアンスに関する助言・提言は極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に資するものと期待できることから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

6

やぶ こ
藪 ゆき子

(1958年6月23日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

普通株式
1,700株

出席率

取締役会
94.1% (17回中16回)
指名・報酬委員会^(※3)
100% (9回中9回)

▶ 略歴、当社における地位および担当

- 1981年 4月 松下電器産業(株)入社 (現 パナソニックホールディングス(株))
- 2006年 4月 同社ホームアプライアンス社技術本部くらし研究所長
- 2011年 1月 同社コーポレートブランドストラテジー本部グローバルコンシューマーリサーチセンター所長・理事
- 2012年 4月 同社グローバルコンシューマーマーケティング部門直轄コンシューマーリサーチセンター所長・理事
- 2013年 4月 同社アプライアンス社グローバルマーケティングプランニングセンターコンシューマーリサーチ担当理事兼グループマネージャー
- 2014年 3月 同社退社
- 同 年 6月 (株)ダスキン社外取締役
- 2015年 6月 宝ホールディングス(株)社外取締役
- 2016年 6月 大和ハウス工業(株)社外取締役 (現在に至る)
- 2019年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
- 2021年 6月 イビデン(株)社外取締役 (監査等委員) (現在に至る)

▶ 重要な兼職の状況 大和ハウス工業(株)社外取締役、イビデン(株)社外取締役 (監査等委員)

▶ 社外取締役候補者とする理由および期待される役割

藪ゆき子氏は、これまで社外役員となること以外の方法で企業経営に携わった経験はありませんが、当社を含め複数の上場企業で社外役員としての経験を有していることに加え、大手電機メーカーで培った顧客視点からのマーケティングや製品開発に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、事業戦略、マーケティングおよびダイバーシティなどに関する議題を中心に、幅広い視点から積極的な助言・提言をされてきました。今後、当社グループがグローバルでの販売拡大を加速するにあたり、同氏のマーケティングや製品開発等の経験・知見に基づく助言・提言は極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に資するものと期待できることから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

7

さいとう たもつ

齋藤 保

(1952年7月13日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

普通株式
700株

出席率

取締役会
100% (17回中17回)
指名・報酬委員会^(※3)
100% (9回中9回)

▶ 略歴、当社における地位および担当

1975年 4月 石川島播磨重工業(株)入社 (現 (株)IHI)
 2006年 6月 同社執行役員、航空宇宙事業本部副本部長
 2008年 1月 同社執行役員、航空宇宙事業本部長
 同 年 4月 同社取締役 執行役員、航空宇宙事業本部長
 2009年 4月 同社取締役 常務執行役員、航空宇宙事業本部長
 2011年 4月 同社代表取締役副社長
 2012年 4月 同社代表取締役社長兼最高経営執行責任者
 2016年 4月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者
 2017年 4月 同社代表取締役会長
 2020年 4月 同社取締役
 同 年 6月 同社相談役 (現在に至る)
 2021年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)

▶ 重要な兼職の状況 (株)IHI相談役、(株)かんぽ生命保険社外取締役、沖電気工業(株)社外取締役、鹿島建設(株)社外取締役

▶ 社外取締役候補者とする理由および期待される役割

齋藤保氏は、日本を代表する重工業メーカーの代表取締役社長および同会長を歴任し、グローバル企業経営およびモノづくり全般に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。同氏は、当社社外取締役に就任以降、事業戦略、モノづくりおよび財務政策などに関する議題を中心に、グループ・グローバル経営の視点から積極的な助言・提言をされてきました。今後、当社グループがメーカーとして更なる事業展開を目指すにあたり、同氏の企業経営やモノづくりに関する経験・知見に基づく助言・提言は極めて有益であることに加え、独立した観点からの取締役会の監督機能の強化に資するものと期待できることから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

8

みやもと さとし

宮本 聡

(1962年2月20日生)

再任



所有する当社株式の数

普通株式
3,300株
潜在的な株式^(※1)
7,334株

出席率

取締役会
100% (17回中17回)

▶ 略歴、当社における地位および担当

1984年 4月 通商産業省入省 (現 経済産業省)
 1999年 7月 同省大臣官房政策評価広報課情報公開推進室長
 2001年 6月 特殊法人日本貿易振興会 (現 独立行政法人日本貿易振興機構) ニューヨーク事務所次長
 2004年 6月 経済産業省商務情報政策局商務課長
 2006年 4月 キヤノン(株) (官民人事交流法派遣)
 2010年 6月 経済産業省中小企業庁長官官房参事官
 2011年 4月 同省大臣官房政策評価審議官
 2012年 2月 同省大臣官房審議官 (製造産業局担当)
 2013年 6月 独立行政法人日本貿易振興機構副理事長
 2015年 10月 経済産業省中小企業庁次長
 2016年 6月 同省中小企業庁長官
 2017年 7月 同省退官
 同 年 11月 当社顧問
 2018年 4月 当社執行役員、総務・CSR本部長
 2019年 4月 当社執行役員常務、総務・CSR本部長
 同 年 6月 当社取締役兼執行役員常務、総務・CSR本部長
 2021年 4月 当社取締役兼執行役員常務、ビジネス基盤変革本部長
 2022年 4月 当社取締役兼執行役員専務、戦略本部長 (現在に至る)

▶ 取締役候補者とする理由

宮本聡氏は、経済産業省在任時に大臣官房審議官 (製造産業局担当) や中小企業庁長官等を歴任し、産業政策に関する豊富な経験および高度な知見ならびに幅広い人脈を有しております。2018年以降は、当社の法務・コンプライアンス、人事、サステナビリティ、グループ経営戦略等に関する部門の長として各種施策を推進するとともに、事業ポートフォリオ最適化と経営資源配分に関する議論・取組みを主導してまいりました。「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向け、ESG経営やサステナビリティに関する同氏の視点が中期経営計画「Road to Vision2030-変革と挑戦-」に掲げる「ESG経営の基盤強化」等の推進に向けた取締役会での戦略的議論に資するものと期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

9

ふく なが あき ひろ

福永 彰宏

(1964年1月29日生)

再任



所有する当社株式の数

普通株式
5,000株
潜在的な株式^{(*)1}
4,838株

出席率

取締役会
100% (17回中17回)

▶ 略歴、当社における地位および担当

1986年 4月 当社入社
2005年 11月 OFS Fitel, LLC Senior Vice President 兼 Chief Financial Officer
2009年 8月 当社経理部会計第二課長
2011年 8月 当社経理部会計第一課長
2013年 6月 当社財務・調達本部経理部経理統括課長
同 年 11月 当社グループ・グローバル経営推進本部グループ・グローバル経営推進室長
2016年 4月 当社財務・調達本部経理部長
2018年 4月 当社執行役員、グローバルマネジメント推進本部長
2019年 4月 当社執行役員、財務・グローバルマネジメント本部長
同 年 6月 当社取締役兼執行役員、財務・グローバルマネジメント本部長
2021年 4月 当社取締役兼執行役員常務、財務・グローバルマネジメント本部長
2022年 4月 当社取締役兼執行役員常務、財務本部長 (現在に至る)

▶ 取締役候補者とする理由

福永彰宏氏は、米国子会社のCFOや当社経理部門の長を歴任し、グローバルマネジメントを推進する責任者として国内外関係会社の経営管理を指導・改善するなど、財務・会計およびグループマネジメントに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。2019年からは、財務・グローバルマネジメント本部長および財務本部長として、当社グループの更なる財務体質の強化やグループ・グローバル経営を推進してまいりました。「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向け、国内外の財務・会計に精通する同氏の視点が中期経営計画「Road to Vision2030-変革と挑戦-」に掲げる「資本効率重視による既存事業の収益最大化」等の推進に向けた取締役会での戦略的議論に資するものと期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

10

ます たに よし お

栞谷 義雄

(1965年9月29日生)

再任



所有する当社株式の数

普通株式
3,800株
潜在的な株式^{(*)1}
2,766株

出席率

取締役会^{(*)2}
100% (13回中13回)

▶ 略歴、当社における地位および担当

1989年 4月 大倉商事(株)入社
1993年 7月 Okura & Co. UK Ltd. (英国大倉商事)
1998年 10月 当社入社
2011年 4月 当社情報通信カンパニー海外営業部長
2013年 4月 当社セールス・マーケティング部門環境・インフラ営業統括部海外営業部長
2015年 4月 当社グローバル事業推進部門海外営業部長兼セールス・マーケティング部門環境・インフラ営業統括部海外営業部長
同 年 7月 当社銅箔事業部門副事業部門長兼同事業部門営業統括部長
2017年 4月 当社グローバルマーケティングセールス部門企画統括部長
2018年 4月 当社グローバルマーケティングセールス部門グループマーケティング統括部長
2020年 4月 当社執行役員、営業統括本部新事業創出統括部長
2021年 4月 当社執行役員、コーポレート統括本部副本部長兼同本部ソーシャルデザイン統括部長兼同本部OneF モビリティ事業推進チーム長
2022年 4月 当社執行役員常務、営業統括本部長
同 年 6月 当社取締役兼執行役員常務、営業統括本部長 (現在に至る)

▶ 取締役候補者とする理由

栞谷義雄氏は、当社グループが重点分野として取り組むインフラ分野を中心として、永年にわたり製品の販売や事業企画等に携わるとともに、2020年からは新事業創出を統括する部門の責任者として、拡販活動のみならず、顧客提案力強化や新ビジネスモデル構築等の活動を展開するなど、営業・マーケティングに関する豊富な経験および高度な知見を有しております。2022年からは、営業統括本部の責任者として、当社グループのグローバル市場におけるビジネス展開を促進するための各種施策を推進してまいりました。「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向け、同氏の営業・マーケティングに関する経験・知見が中期経営計画「Road to Vision2030-変革と挑戦-」に掲げる「開発力・提案力の強化による新事業創出に向けた基盤整備」等の推進に向けた取締役会での戦略的議論に資するものと期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号 **11**

やなぎ とし お
柳 登志夫 (1966年1月26日生)

新任



▶ 略歴、当社における地位および担当

1988年 4月 当社入社
2003年 4月 当社ファイナル製品事業部企画管理ユニットマネージャー
2008年 2月 当社経営企画室主査
2013年 4月 当社銅箔事業部門企画ユニットシニアマネージャー
2016年 4月 当社戦略本部経営企画室長
2018年 4月 当社戦略本部経営企画部長
2020年 4月 当社執行役員、機能製品統括部門銅箔事業部門長
2021年 4月 当社執行役員、リスクマネジメント本部長 (現在に至る)

▶ 取締役候補者とする理由

柳登志夫氏は、経営企画部長や銅箔事業部門長として当社グループの構造改革を主導したほか、2021年からは法務・コンプライアンス、リスク管理、環境分野に関する部門の長として、当社グループのガバナンス・リスク管理レベルをより一層向上させるための施策を主導するなど、同分野に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。また、同氏は、今後も当社グループにおける攻守バランスのとれたガバナンス体制構築に関する取組みを推進する任に当たっており、「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向け、同氏の法務・コンプライアンスおよび環境に関する経験・知見が中期経営計画「Road to Vision2030-変革と挑戦-」に掲げる「ESG経営の基盤強化」等の推進に向けた取締役会での戦略的議論に資するものと期待できることから、新たに取締役としての選任をお願いするものです。

所有する当社株式の数

普通株式
2,900株
潜在的な株式^(※1)
1,236株

出席率

取締役会

—

- (※1) 潜在的な株式には、信託を活用した株式報酬制度で付与された確定済みのポイントに応じた株式数を記載しております。
- (※2) 2022年度は取締役会を17回開催いたしました。なお、森平英也氏および栢谷義雄氏は2022年6月23日開催の第200回定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、出席対象となる取締役会の回数が他の取締役と異なります。
- (※3) 当社は、取締役の選解任や評価、経営陣の報酬に関する審議等を行う任意の委員会として、委員の過半数および委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。

(注) 取締役候補者に関する事項

1. 小林敬一氏は、2023年6月16日開催予定の㈱NTTデータ国内事業準備会社（2023年7月1日付で「㈱NTTデータ」に商号変更予定）の定時株主総会において社外取締役候補者になっております。また、斎藤保氏は、2023年6月19日開催予定の㈱かんぽ生命保険の定時株主総会終結の時をもって同社社外取締役を退任する予定です。
2. 再任の社外取締役候補者の当社社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって、塚本修氏が10年、塚本隆史氏が2年、御代川善朗氏が4年、藪ゆき子氏が4年、斎藤保氏が2年となります。
3. 社外取締役候補者またはその出身元企業等と当社との関係は、次のとおりです。
 - ① 塚本修氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏と当社との間で2010年10月に顧問契約を締結し、以降、当社は同氏から当社グループの事業分野に関する専門的な助言を受けておりました。また、同氏が2013年6月に社外取締役に就任後も、引き続き当社は社外取締役としての報酬のほかに、同氏の専門領域に関する助言に対価を支払っており、同氏が当社取締役に再任された後も、これを継続する予定です。これまで同氏に支払った対価および本年度に支払う予定の対価は年額5百万円未満であり、当社の独立性基準において定める金額未満です。その他、同氏が理事長を務める一般財団法人カーボンフロンティア機構に当社は賛助会員として加盟し、年会費等を支払っており、同氏の所属する法人に支払った年会費および所属する法人に支払う予定の年会費の額は年額約1百万円であり、当社の独立性基準において定める金額未満です。
 - ② 塚本隆史氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏が2013年6月まで取締役頭取を務めていた㈱みずほ銀行は当社発行済株式の3.42%（退職給付信託として設定した株式を含む）を有しているほか、2022年度末時点で当社グループは同社から年額68,359百万円の借入を行っております。同氏は、過去10年間に於いて、当社の主要な借入先（当社が定める独立性基準③ご参照）である㈱みずほ銀行の業務執行者または役員であったことがあります。
 - ③ 御代川善朗氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - ④ 藪ゆき子氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏が2014年3月まで勤務していたパナソニック㈱と当社には、当社が同社に対して金属製品を販売する取引等があります。2022年度の取引総額は年額約2,083百万円と極めて少額です。
 - ⑤ 斎藤保氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 再任の社外取締役候補者につき、当社社外取締役として最後に選任された後、在任中に当社において不当な業務執行が行われた事実等はありません。
5. 社外取締役候補者につき、過去5年間に於ける他社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実等については、次のとおりです。

藪ゆき子氏は2016年6月より大和ハウス工業㈱の社外取締役を務めておりますが、同社は、同社の中国関連会社において、会社資金約14億1,500万人民币元（約234億円）が不正に引き出されたことを2019年3月に公表しております。また、同社は、内部通報に基づく社内調査の結果、同社が建設した戸建住宅・賃貸共同住宅の一部の建物において、建築基準に関する不適合等が判明し、2019年4月に国土交通省へ報告しております。さらに、同社は、内部通報に基づく社内調査の結果、一部の社員が所定の実務経験を充足していない状況で技術検定試験を受験し、施工管理技士の資格を取得していたこと、および実務経験の不備があった社員の一部が現場の技術者として配置されていたことが判明し、2019年12月に国土交通省へ報告しております。これに対し、同社は2021年11月に国土交通省より建設業法に基づく指示処分および営業停止処分を受けております。同氏は、事前に当該事実を認識しておりませんでした。日頃より、同社の取締役会、合同役員会およびコーポレートガバナンス委員会等において、豊富な経験と高い知見に基づき、法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。また、当該事実が判明した後においては、事実関係の調査、原因分析、再発防止策の検討等に積極的に関与するとともに、法令遵守のための体制強化・徹底に向けた適切な措置を講ずることを求めるなど、その職責を果たしてまいりました。

斎藤保氏は2008年4月より2020年6月まで㈱IHIIの取締役を務めておりましたが、その在任中に同社の民間航空機エンジン整備事業において不適切な検査が行われていたことが判明しております。これに対し、同社は2019年3月に経済産業省より航空機製造事業法に基づいて認可を受けた修理方法にて修理するよう命令を受け、同年4月に国土交通省より航空法に基づく業務改善命令を受けております。

また、斎藤保氏が2017年6月から現在まで社外取締役役に就任している(株)かんぽ生命保険において、顧客の意向に沿わず不利益を生じさせた可能性のある契約乗換等に係る事案が判明しました。同社は本事案について、2019年12月27日に金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けましたが、同氏は平素より法令順守の視点に立った提言を行うとともに、当該事案の判明後においては顧客保護や再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。これにより、塚本修氏、塚本隆史氏、御代川善朗氏、藪ゆき子氏および斎藤保氏は、いずれも社外取締役として当社との間で当該責任限定契約を締結しており、社外取締役候補者が再任され就任した場合、当該契約の効力は継続いたします。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

7. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、取締役候補者が再任され就任した場合、当該契約の効力は継続いたします。また、柳登志夫氏が取締役役に就任した場合、当社との間で当該補償契約を締結する予定です。

当該補償契約では、同条同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約では、役員職務執行に関して悪意・重過失があったことが判明した場合には補償を受けた費用の返還請求ができることなど、役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、取締役、監査役および執行役員等（1994年3月31日以降に退任した者を含む）ならびにこれらの相続人を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。取締役候補者のうち再任予定の候補者については、既に当該保険契約の被保険者となっており、再任され就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、新任の候補者については、就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務執行に関し行った行為（不作為を含む）に起因する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、および役員等が当該責任追及に係る請求を受けることによって生じる争訟費用等について填補することとされております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の保険期間は1年間であり、2023年12月に契約更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役溝田義昭氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査体制の維持・強化のため、新たに監査役1名の選任をお願いするものです。

監査役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者

おぎ わら ひろ ゆき
荻原 弘之

(1961年2月18日生)

新任



▶ 略歴、当社における地位

1983年 4月 当社入社
2003年 12月 OFS Fitel, LLC Vice President and Chief Financial Officer
2005年 11月 当社経理部会計第二課長
2009年 6月 当社経理部長
2013年 4月 当社財務・調達本部経理部長
2014年 4月 当社執行役員、財務・調達本部長
同 年 6月 当社取締役兼執行役員、財務・調達本部長
2016年 4月 当社取締役兼執行役員常務、財務・調達本部長兼グループ・グローバル経営推進本部長
2017年 4月 当社取締役兼執行役員専務、財務・調達本部長兼グループ・グローバル経営推進本部長
2018年 4月 当社取締役兼執行役員専務、財務・調達本部長
2019年 4月 当社代表取締役兼執行役員副社長、グループ変革本部長
2021年 4月 当社代表取締役兼執行役員副社長、コーポレート統括本部長
2022年 4月 当社取締役兼執行役員副社長
同 年 6月 当社執行役員副社長
2023年 4月 当社アドバイザー（現在に至る）

所有する当社株式の数

普通株式
7,300株
潜在的な株式^(※1)
18,044株

出席率

取締役会^(※2)
100%(4回中4回)
監査役会
—

▶ 監査役候補者とする理由

荻原弘之氏は、米国子会社におけるCFOや当社の財務・調達部門等の長を歴任し当社グループ事業を財務面から支え続けたことに加え、2019年からはグループ変革活動の統括責任者として当社グループを挙げての収益力向上や組織実行力強化に向けた変革活動を強力に推進するとともに、執行役員副社長として業務執行に関する社長の意思決定を補佐するなど、財務・会計および当社グループ経営に関する豊富な経験および高度な知見を有しております。これらの同氏の経験・知見が、会計監査人との一層の連携ならびに当社グループ経営の適法性及び適切なリスクマネジメントの観点から監査体制強化に資するものと期待できることから、新たに監査役としての選任をお願いするものです。

(※1) 潜在的な株式には、信託を活用した株式報酬制度で付与された確定済みのポイントに応じた株式数を記載しております。

(※2) 2022年度は取締役会を17回開催いたしました。なお、荻原弘之氏は2022年6月23日開催の第200回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任したため、出席対象となる取締役会の回数は4回となります。

(注) 監査役候補者に関する事項

① 荻原弘之氏は、2023年6月28日開催予定の旭精機工業株の定時株主総会において社外取締役候補者になっております。

② 補償契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、荻原弘之氏が監査役に就任した場合、当社との間で当該補償契約を締結する予定です。

当該補償契約では、同条同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約では、役員職務執行に關して悪意・重過失があったことが判明した場合には補償を受けた費用の返還請求ができることなど、役員職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置を講じております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、取締役、監査役および執行役員等（1994年3月31日以降に退任した者を含む）ならびにこれらの相続人を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。荻原弘之氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務執行に關し行った行為（不作為を含む）に起因する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、および役員等が当該責任追及に係る請求を受けることによって生じる争訟費用等について填補することとされております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の保険期間は1年間であり、2023年12月に契約更新を予定しております。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

2022年6月23日開催の第200回定時株主総会における補欠監査役の選任に関する決議の有効期間が、本総会の開始の時をもって満了するため、社外監査役の法定数を欠いた場合に備え、あらためて補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものです。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

候補者

ころ やす けん じ
頃安 健司 (1942年4月16日生)

社外

独立

所有する当社株式の数

普通株式
2,000株

▶ 略歴および当社における地位

1967年 4月 検事任官
1993年 4月 最高検察庁検事
同 年12月 大津地方検察庁検事正
1996年 1月 法務省官房長
1997年12月 最高検察庁総務部長
1999年 4月 最高検察庁刑事部長
同 年12月 法務総合研究所長
2001年 5月 札幌高等検察庁検事長
2002年 6月 名古屋高等検察庁検事長
2003年 2月 大阪高等検察庁検事長
2004年 6月 同退官
同 年 7月 東京永和法律事務所入所
2008年 7月 TMI総合法律事務所顧問弁護士（現在に至る）
2010年 6月 当社社外監査役
2018年 6月 当社社外監査役退任

▶ 重要な兼職の状況 TMI総合法律事務所顧問弁護士

- (注) 1. 頃安健司氏は、補欠の社外監査役候補者です。
2. 補欠の社外監査役候補者とした理由は、次のとおりです。
頃安健司氏は、直接企業経営に携わった経験はありませんが、永年の法曹としての経験に加え、社外役員としての経験により企業法務に精通し、企業経営に関する十分な知見および高度な見識を有しており、当社の業務執行に対する適切な監査を行うことができると判断し、補欠の監査役として選任をお願いするものです。
3. 補欠の社外監査役候補者の出身元企業等と当社との関係は、次のとおりです。
頃安健司氏は、2010年6月から2018年6月まで当社の社外監査役を務めておりました。
なお同氏について、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当社が定める独立性基準に照らし、当社からの独立性を有していると判断しており、同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として届け出る予定です。
4. 責任限定契約の内容の概要
当社は、社外監査役について、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、責任限定契約を締結することができる旨定款に定めております。頃安健司氏が社外監査役に就任した場合、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。
5. 補償契約の内容の概要
当社は、取締役および監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、頃安健司氏が社外監査役に就任した場合、当社との間で当該補償契約を締結する予定です。
当該補償契約では、同条同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約では、役員職務執行に関して悪意・重過失があったことが判明した場合には補償を受けた費用の返還請求ができることなど、役員職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置を講じております。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、その職務の遂行にあたり期待される役割を果たす有能な人材を招聘するため、取締役、監査役および執行役員等（1994年3月31日以降に退任した者を含む）ならびにこれらの相続人を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。頃安健司氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務執行に関し行った行為（不作為を含む）に起因する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、および役員等が当該責任追及に係る請求を受けることによって生じる争訟費用等について填補することとされております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額負担しております。
当該保険契約の保険期間は1年間であり、2023年12月に契約更新を予定しております。

役員候補者の指名に関する方針

当社では、役員候補者について、能力、知識、経験等に加え、ジェンダー・国際性面の多様性から生まれる多角的な視点が当社グループのグローバルでの事業推進、適切な監督・監査に資するという認識に立ち、次の観点からその選定を行っております。

- 社外役員候補者：様々な視点・角度からの取締役会議論への参加を期待し、企業経営や行政の経験者、技術に精通したエンジニア、法律や会計等の専門家など、知見や経歴を異にする人材をバランスよく選定すること
- 社内役員候補者：国内外に多くの関係会社を擁し、事業分野も非常に幅広く多岐に亘る当社グループの特徴を踏まえ、当社グループの企業価値の向上に資するために、その時々においてそれぞれの役職に必要とされる能力、知識、経験等を有していると認められる人材を選定すること

当社が定める社外役員の独立性基準

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役（候補者を含む）は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

- ① 当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当該取引先の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者
 - ② 当社の主要な取引先（当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、その取引額が当社の直近事業年度における年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先）またはその業務執行者
 - ③ 当社の主要な借入先（その借入額が当社の直近事業年度における総資産の2%超に相当する金額である借入先）である金融機関の業務執行者
 - ④ 当社から役員報酬以外に、コンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者
 - ⑤ 上記①乃至④に過去3年以内に該当していた者
 - ⑥ 上記①乃至⑤に該当する者の二親等内の親族
 - ⑦ その他株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に抵触する者
- ※①乃至⑦に該当しない場合であっても、当社子会社または取引先の子会社における取引高等を勘案して、独立性なしと判断する場合がある。

以上

取締役・監査役（予定）のスキルマトリクス

当社では、取締役会に期待される役割・責務（①経営理念を確立し、戦略的方向付けを行う、②経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う、③独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行う）を踏まえ、2025年度を最終年度とする中期経営計画「Road to Vision2030-変革と挑戦-」や「古河電工グループ ビジョン2030」の実現に向けて、当社が取締役および監査役に期待する経験・知見の重要分野として、「企業経営」、「財務・会計」、「法務・コンプライアンス」、「環境・エネルギー」、「技術・IT」、「営業・マーケティング」、「国際的経験・知見」の7分野を特定しております。なお、これらの重要分野につきましては、外部環境・当社事業環境等の変化に合わせ、適宜見直しを図ってまいります。

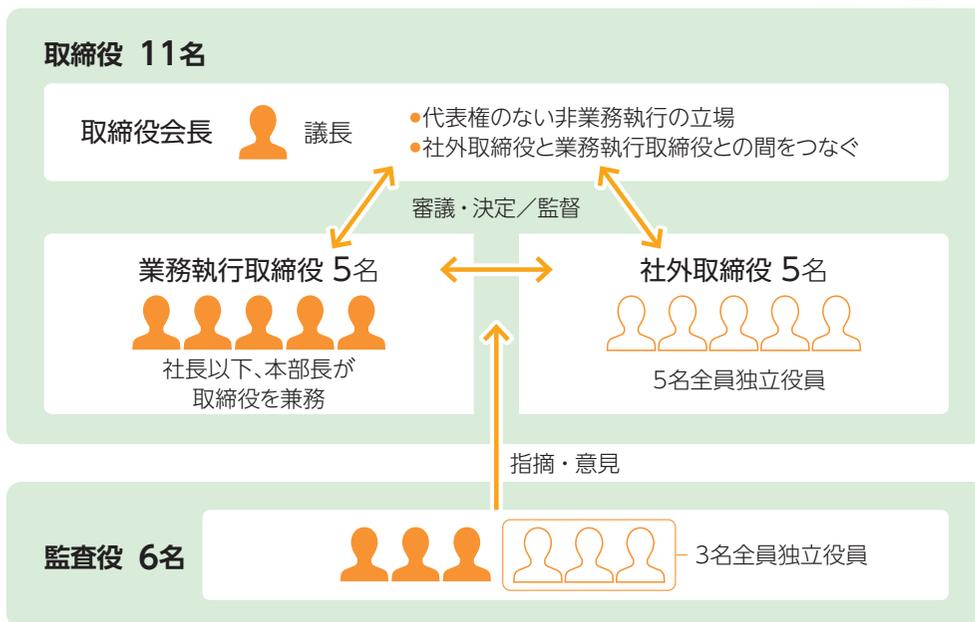
第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役および監査役のスキルマトリクスは次のとおりであり、各分野において豊富な経験・高度な知見を有する取締役および監査役をバランスよく選定しております。

氏名		性別	独立役員	企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	環境・エネルギー	技術・IT	営業・マーケティング	国際的経験・知見
取締役										
小林 敬一	男性			○				○	○	
森平 英也	男性			○				○		○
塚本 修	男性	★					○	○		
塚本 隆史	男性	★		○	○					○
御代川 善朗	男性	★		○		○				
藪 ゆき子	女性	★						○	○	
斎藤 保	男性	★		○				○		
宮本 聡	男性					○				○
福永 彰宏	男性				○					○
枘谷 義雄	男性								○	○
柳 登志夫	男性					○	○			
監査役										
天野 望	男性				○	○				
寺内 雅生	男性			○						○
荻原 弘之	男性			○	○					○
酒井 邦彦	男性	★				○				○
住田 清芽	女性	★			○					○
塩見 崇夫	男性	★		○	○					○

(注) 上記表では、各人の保有するすべての経験・知見ではなく、特に期待される項目に限定して記載しております。

●取締役会の構成(予定)

 社内  社外



●スキル項目の詳細

	企業経営	企業において代表取締役または代表取締役に準ずる幅広い管掌範囲を持つ役員経験を有していること。
	財務・会計	財務・会計に関する経験・知見を有していること。 財務・会計部門の責任者としての実績を有していること。
	法務・コンプライアンス	法務・コンプライアンス体制構築等の経験・知見を有していること。 法務・コンプライアンス部門の責任者としての実績を有していること。
	環境・エネルギー	環境・エネルギー分野の幅広い経験・知見・ネットワークを有していること。
	技術・IT	研究・開発・IT・DX等の経験・知見を有していること。 技術・IT部門の責任者としての実績を有していること。
	営業・マーケティング	営業・マーケティングの経験・知見を有していること。 営業・マーケティング部門の責任者としての実績を有していること。
	国際的経験・知見	国外企業における経営経験、または国際取引や専門分野における国際的知見を有していること。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 当期における当社グループの事業の経過および成果の概況

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会経済活動の制限が緩和され、需要と供給の両面で景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、世界的なインフレとその抑制のための金融引締め強化や地政学的な緊張等の影響により、先行きが不透明な経済環境が続きました。

米国では、物価高止まりによる消費下押し圧力や大幅利上げ継続による住宅投資減少、さらには急激な金融引締めによる一部金融機関の経営への悪影響が生じたものの、雇用環境が個人消費を下支えし、底堅く推移しました。欧州では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための規制が緩和されたことによる消費の持ち直しや自動車生産に回復の兆し等が見られたものの、ロシア・ウクライナ情勢の影響で加速したエネルギー価格高騰・供給制約による物価上昇が継続し、景気は減速基調で推移しました。中国では、経済成長重視の政策による下支えがあったものの、ゼロコロナ政策下での長期間に亘る厳格な行動制限や制限緩和後の感染急拡大、不動産市況低迷等が影響し、景気回復は限定的なものとなりました。

わが国の経済は、社会経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しが続いているものの、円安を背景とする物価高や原油・天然ガス、各種原材料の供給不安および価格高騰等の影響が下押し要因となり、景気の本格的な回復には至りませんでした。

このような環境の下、当社グループでは、2030年におけるありたい姿を描き、そこへ向けての時間軸と領域を明確にした「古河電工グループ ビジョン2030」(以下、「ビジョン2030」という)からバックキャストして2025年に目指す姿の達成を見据えて策定した中期経営計画「Road to Vision2030-変革と挑戦-」(以下、「25中計」という)に基づき、「資本効率重視による既存事業の収益最大化」および「開発力・提案力の強化による新事業創出に向けた基盤整備」を推進してまいりました。また、これらを下支えする「ESG経営の基盤強化」に取り組んでまいりました。

「資本効率重視による既存事業の収益最大化」については、成長性と収益性の指標を用いて事業の位置付けを可視化し、その結果に応じて経営資源を成長が見込まれる分野に集中的に配分することにより、資本効率性を意識した経営管理を推進するとともに事業ポートフォリオの見直しを図ってまいりました。この取組みにおいて、当社連結子会社である東京特殊電線株式会社の位置付けの検討を行い、昨年12月に当社所有の同社株式全てを売却いたしました。さらに、情報通信ソリューション事業においては、高付加価値製品の拡販や人員の確保および育成強化による工場生産性の改善に注力してまいりました。また、自動車部品事業においては、コスト競争力があり変化に強い生産・供給体制の確立を推進し、加えてDX (Digital Transformation) の活用を通じた業務プロセス改善の取組みにより原価低減を図ってまいりました。

「開発力・提案力の強化による新事業創出に向けた基盤整備」については、カーボンニュートラルの実現に貢献する新事業創出として化石資源によらないグリーンLPガス*の合成技術の開発を進めてまいりました。本取組みを実用化に向けて加速するために昨年9月には「地産地承*エネルギープロジェクトチーム」を新設いたしました。また、次世代のエネルギー源として期待される核融合*発電の開発を進める英国の顧客に対して必要とされる高温超電導線材を供給する契約を締結いたしました。

*グリーンLPガス…バイオガス (家畜の排泄物や生ゴミなどを発酵させた際に発生するメタンガスと二酸化炭素の混合ガス) を原料に生成したLPガスのこと。

*地産地承…地域の資源や文化を次世代に承継すること。

*核融合…強力な超電導マグネットで高温プラズマ (数億度) を閉じ込め、核融合反応でエネルギーを発生させる。核融合の燃料の元は海水 (重水素 (2H)) であり、二酸化炭素 (CO₂) を排出せずに発電可能で環境負荷も低いことから、核融合による発電は次世代のエネルギー源として期待されている。

「ESG経営の基盤強化」については、脱炭素社会への貢献と水・資源循環型社会への貢献等を掲げた「古河電工グループ 環境目標2030」(以下、「環境目標2030」という)の達成に取り組んでおり、そこに定める温室効果ガス排出量削減目標は、SBTi (Science Based Targets initiative) によりSBT WB2°C*の認定を取得いたしました。なお、カーボンニュートラル実現への取組みを加速するため、昨年12月に環境目標2030において設定した2030年度温室効果ガス排出量削減率をより厳しい目標値に改定いたしました。さらに、本目標値をもってSBT1.5°C認定の申請をいたしました。製造時における省エネルギー化、製品設計の見直し、水力発電や太陽光発電の活用等により目標達成を目指してまいります。また、「人材・組織実行力の強化」に継続的に取り組んでおり、人と組織の現状と改善施策の効果をモニタリングするため昨年7月に当社および国

内外のグループ会社の従業員を対象とした従業員エンゲージメントの要素を含む人材・組織実行力調査を実施し、その後の活動計画に活かしております。本年3月には、女性活躍推進に優れた企業として「なでしこ銘柄」に3度目の選定を受けました。また、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組む企業として「健康経営銘柄2023」にも選定されました。加えて、特に優良な健康経営を実践している企業として「健康経営優良法人2023（ホワイト500）」に5度目の認定を受けました。さらに、2021年度にガバナンスの4つ目のサブ・マテリアリティとして追加した「人権・労働慣行」については、当社グループの管理職を対象とした人権に関する教育を人権デューデリジエンスの一環として実施するとともに、人権に関する社外の通報窓口を活用し、客観性・透明性をもった救済メカニズムの構築に努めてまいりました。

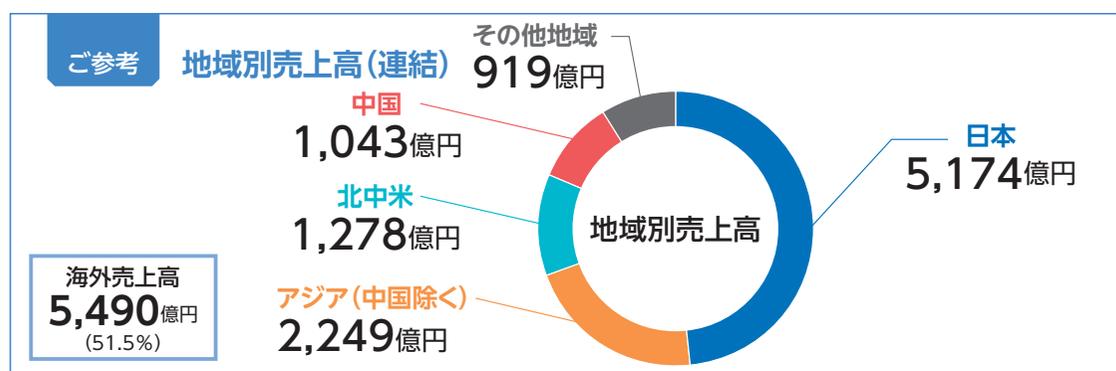
*WB2°C…well-below 2°C。世界の気温上昇を産業革命前より2°Cを十分に下回る水準に抑える温室効果ガス削減目標。

当期の業績につきましては、情報通信ソリューション事業における北米での光ファイバ等の増収や電装エレクトロニクス事業におけるワイヤハーネス等の自動車部品の増収、また為替や銅地金価格高騰の影響により、グループ全体の売上は増加しました。損益面では、原燃料価格の高騰等がありましたが、価格転嫁による販売価格適正化の進捗や円安の進行等により増益となりました。

その結果、連結売上高は1兆663億円（前期比14.6%増）、連結営業利益は154億円（前期比35.1%増）、連結経常利益は196億円（前期比0.1%減）となりました。連結子会社株式などの売却による投資有価証券売却益153億円などを特別利益に、関係会社事業損失23億円などを特別損失として計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は179億円（前期比77.4%増）となりました。なお、海外売上高は5,490億円（前期比17.0%増）で、海外売上高比率は51.5%（前期比1.1ポイント増）となりました。

単独の業績につきましては、売上高は3,058億円（前期比4.6%増）、営業損失は18億円（前期比23億円悪化）、経常利益は87億円（前期比34.4%増）、当期純利益は252億円（前期比258億円改善）となりました。

2022年度業績



(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 財産および損益の状況

1 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第198期 2019年度	第199期 2020年度	第200期 2021年度	第201期(当期) 2022年度
売上高 (百万円)	914,439	811,600	930,496	1,066,326
営業利益 (百万円)	23,565	8,429	11,428	15,441
経常利益 (百万円)	22,771	5,189	19,666	19,639
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	17,639	10,001	10,093	17,911
1株当たり当期純利益 (円)	250.25	141.88	143.40	254.45
総資産 (百万円)	794,616	832,044	935,876	934,837
純資産 (百万円)	273,030	291,617	314,062	330,990

2 単独の財産および損益の状況の推移

区 分	第198期 2019年度	第199期 2020年度	第200期 2021年度	第201期(当期) 2022年度
売上高 (百万円)	440,675	392,616	292,424	305,835
営業利益または営業損失 (△) (百万円)	531	△6,919	501	△1,761
経常利益 (百万円)	11,991	5,591	6,461	8,686
当期純利益または当期純損失 (△) (百万円)	18,177	24,333	△525	25,235
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失 (△) (円)	257.82	345.10	△7.47	358.40
総資産 (百万円)	473,935	570,121	608,376	593,768
純資産 (百万円)	167,901	190,070	183,515	201,845

(注) 第200期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第200期以降に係る当社グループおよび単独の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 当期における当社グループの事業の経過および成果の概況(セグメント別)

■ 部門別連結売上高および連結営業利益

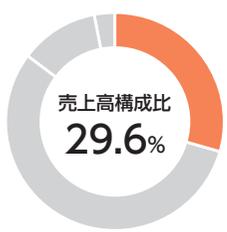
(単位:百万円)

セグメント名	連結売上高	前期比増減額	連結営業利益または 連結営業損失(△)	前期比増減額
インフラ	323,908	26,957	8,609	3,425
電装エレクトロニクス	610,347	109,633	4,694	4,570
機能製品	126,481	△3,517	4,179	△3,403
サービス・開発等	31,735	△2,743	△2,109	△740
消去または全社	△26,146	5,499	66	161
合 計	1,066,326	135,830	15,441	4,012

インフラ

連結売上高 **3,239**億円
前期比 9.1%増

連結営業利益 **86**億円
前期比 66.1%増

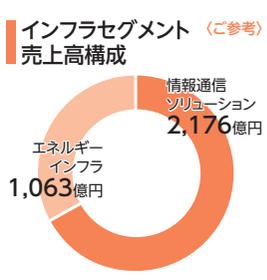
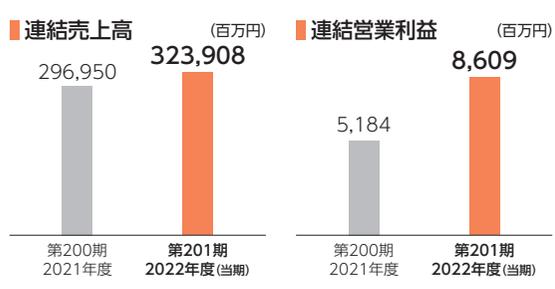


主要な事業内容

情報通信ソリューション事業（情報通信ネットワーク構成品の製造・販売および同ネットワークの設計・施工等）、エネルギーインフラ事業（電力ケーブル等の製造・販売および布設工事、産業用電線・機器の製造・販売）

主要な製品

光ファイバ、光ファイバケーブル、メタル通信ケーブル、光関連部品、光半導体デバイス、光ファイバ融着接続機、産業用レーザ、ネットワーク機器、CATVシステム、無線製品、電力ケーブルおよび接続部品、電力部品、産業用電線、送配電部品、電材製品



情報通信ソリューション事業では、半導体の調達難に伴う生産数量減による国内ネットワーク関連製品の減収、ロシア・ウクライナ情勢に伴う減収の影響が一部あったものの、北米において光ファイバ等の需要が堅調に推移したことや工場生産性改善により増収となりました。また、原燃料価格の高騰が継続したものの、高騰分の価格転嫁の進捗、製品ミックスの改善や為替の影響などにより増益となりました。

エネルギーインフラ事業では、中国での新型コロナウイルス感染拡大による顧客工事遅延の影響で中国子会社の売上は減少したものの、国内においては地中線案件が堅調に推移したことや海底線・送水管案件のケーブル出荷・布設工事による売上を順調に計上したこと、加えて原燃料価格高騰分の転嫁を進めたことにより、増収増益となりました。

これらの結果、当セグメントの連結売上高は3,239億円（前期比9.1%増）、連結営業利益は86億円（前期比66.1%増）となりました。また、単独売上高は898億円（前期比5.8%増）となりました。

情報通信ソリューション事業では、引き続き北米の光ファイバケーブル生産性向上や高付加価値製品の拡販を進め収益の増加を図るとともに、中南米において展開している、光ファイバケーブル等の製品販売だけでなく、ネットワークの設計や運用支援、アフターサービスなどをトータルで提供するネットワークシステム事業について、北米、欧州、アジアへの拡大を加速してまいります。さらに、半導体調達難の国内ネットワーク関連製品への影響が継続する中、半導体の戦略在庫の確保や長期先行発注、新機種への切替えにより調達難の影響を低減する施策を進めてまいります。エネルギーインフラ事業では、国内超高压地中線、太陽光発電や洋上風力発電等の再生可能エネルギー向け海底線および地中線など市場拡大が見込まれる分野に注力し、ケーブル製造能力や工事施工能力の増強を図るとともに、軽量かつ柔軟性に優れた建設工事の省力化・効率化に貢献するアルミCVケーブルなどの機能線および送配電部品の拡販を進め、収益の拡大を目指してまいります。



電装エレクトロニクス

連結売上高

6,103億円

前期比

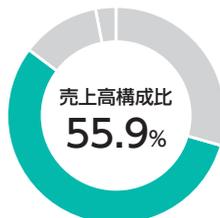
21.9%増

連結営業利益

47億円

前期比

46億円増



α端子



伸銅品



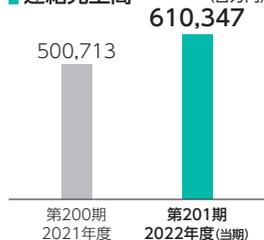
主要な事業内容

各種自動車部品および電子機器用銅製品の製造・販売

主要な製品

自動車部品（ワイヤハーネス、ステアリング・ロール・コネクタ、バッテリー状態検知センサ、周辺監視レーダほか）、自動車用・産業用電池、銅線・アルミ線、巻線、伸銅品、めっき製品、電子部品用加工製品、特殊金属材料（形状記憶・超弾性合金ほか）

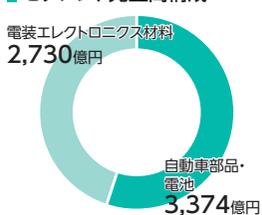
連結売上高



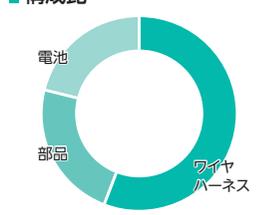
連結営業利益



電装エレクトロニクス（ご参考）セグメント売上高構成



自動車関連製品（ご参考）構成比



自動車部品事業では、原燃料等の価格高騰の継続、新型コロナウイルスの感染拡大による中国でのロックダウンや顧客の生産計画変更による人件費などの増加があったものの、製造工程における再生可能エネルギーの利用および軽量化によるCO₂削減への貢献など、環境に配慮した製品であるアルミワイヤハーネスの販売強化や、原燃料費増加に対する価格転嫁の進捗、さらに2021年度において東南アジア一部拠点のロックダウンに伴い発生した緊急輸送費が当期は減少したこともあり、増収増益となりました。

電装エレクトロニクス材料事業では、通信インフラ関連やパワー半導体向け製品の堅調な需要を着実に取り込んだことや銅地金価格高騰により増収となったものの、原燃料等の価格高騰の影響や下期における車載およびエレクトロニクス関連製品の需要減少があり、減益となりました。

これらの結果、当セグメントの連結売上高は6,103億円（前期比21.9%増）、連結営業利益は47億円（前期比46億円増）となりました。また、単独売上高は1,527億円（前期比4.2%増）となりました。

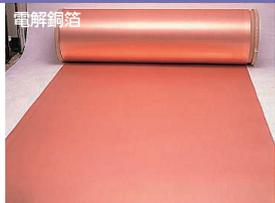
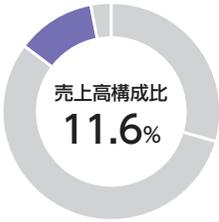
自動車部品事業では、アルミワイヤハーネスの更なる拡販を推進するとともに、安全・安心で環境にやさしい高付加価値製品の創出に取り組んでまいります。また、原燃料価格の更なる高騰を受け、価格転嫁による販売価格の適正化を進めてまいります。さらに、顧客の生産計画の変更にも柔軟に対応できる体制を整えるとともに、DXの活用等による業務プロセスの改善を推進し、原価低減に努めてまいります。電装エレクトロニクス材料事業では、原燃料価格高騰に対応した更なる価格転嫁や、グローバル通信ネットワークを支える光海底ケーブル用およびパワー半導体用無酸素銅条の拡販、製品ミックスの改善を進めてまいります。



機能製品

連結売上高 **1,265**億円
前期比 2.7%減

連結営業利益 **42**億円
前期比 44.9%減

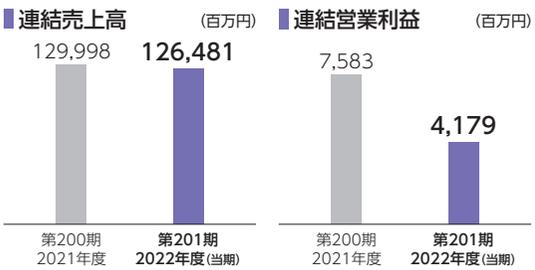


主要な事業内容

樹脂および非鉄金属を加工した各種機能製品の製造・販売

主要な製品

ケーブル管路材、発泡製品、半導体製造用テープ、電子部品、放熱製品、ハードディスクドライブ用アルミブランク材、電解銅箔



機能製品事業では、原燃料価格等の高騰に伴う価格転嫁は進捗しているものの、主に下期以降の世界的なスマートフォンやパソコン、データセンタの需要の減少に伴うサプライチェーン上の在庫調整が、半導体製造用テープ、ハードディスクドライブ用アルミブランク材、電解銅箔の売上に影響し、減収減益となりました。これらの結果、当セグメントの連結売上高は1,265億円(前期比2.7%減)、連結営業利益は42億円(前期比44.9%減)となりました。また、単独売上高は601億円(前期比2.1%増)となりました。

機能製品事業では、顧客とのコミュニケーション強化を通じてサプライチェーン上の在庫状況の把握に努め、市況の急激な変化にも柔軟に対応できる生産体制の確立や、市場・顧客のニーズに沿ってより一層他社と差別化した新製品の提案・開発を行い、収益の拡大を図ってまいります。さらに、原燃料価格高騰に対する価格転嫁を引き続き推進し、収益の確保に努めてまいります。

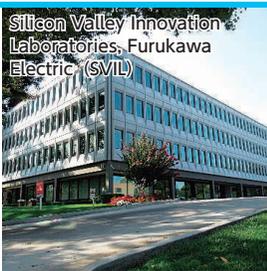
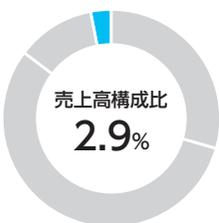
なお、事業ポートフォリオ見直しの一環として、昨年12月に当社連結子会社の東京特殊電線株式会社を全株式を売却いたしました。これにより、同社は当社の連結子会社から外れておりますが、同社との取引関係を従来どおり継続してまいります。



サービス・開発等

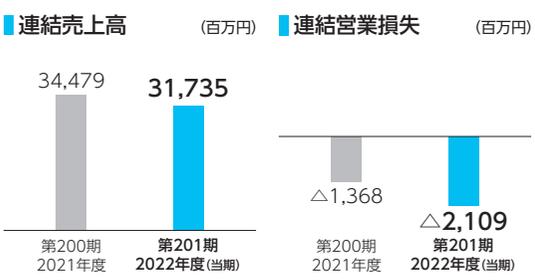
連結売上高 **317**億円
前期比 8.0%減

連結営業損失 **21**億円
前期比 7億円悪化



主要な事業内容

水力発電、新製品研究開発、不動産賃貸など

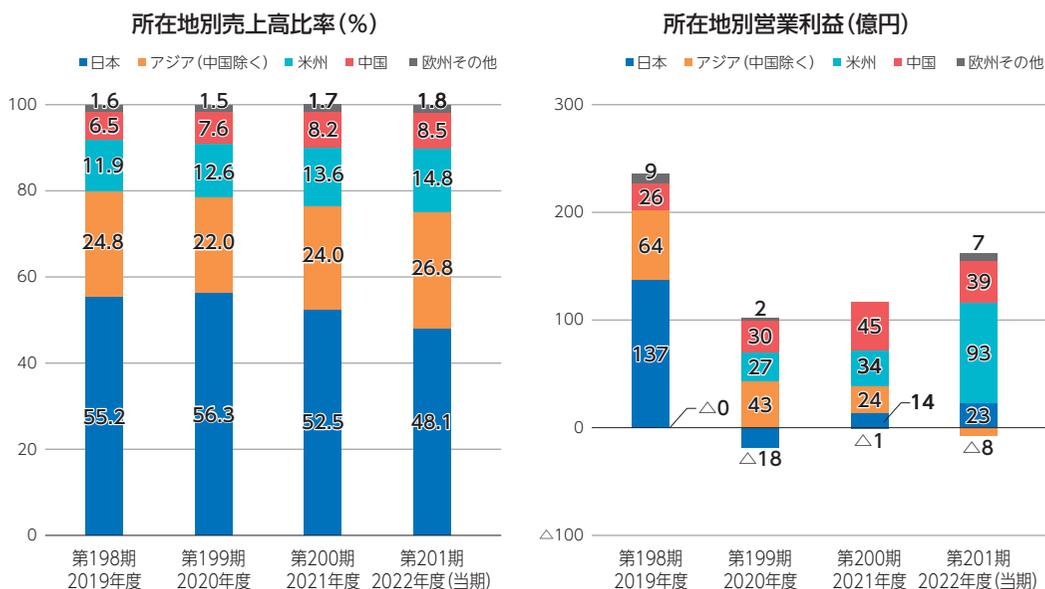


水力発電、新製品の研究開発、不動産の賃貸、各種業務受託等による当社グループ各事業のサポート等を行っております。なお、当社日光事業所においては、必要な電力のほとんどを再生可能エネルギー(水力発電)で賅っており、本水力発電は25中計におけるサステナビリティ目標値「電力消費量に占める再生可能エネルギー比率30%」の達成に向け、その一端を担っております。

当セグメントの連結売上高は317億円(前期比8.0%減)、連結営業損失は21億円(前期比7億円悪化)となりました。また、単独売上高は33億円(前期比48.0%増)となりました。

ご参考

所在地別売上高比率および営業利益（連結）



(4) 対処すべき課題

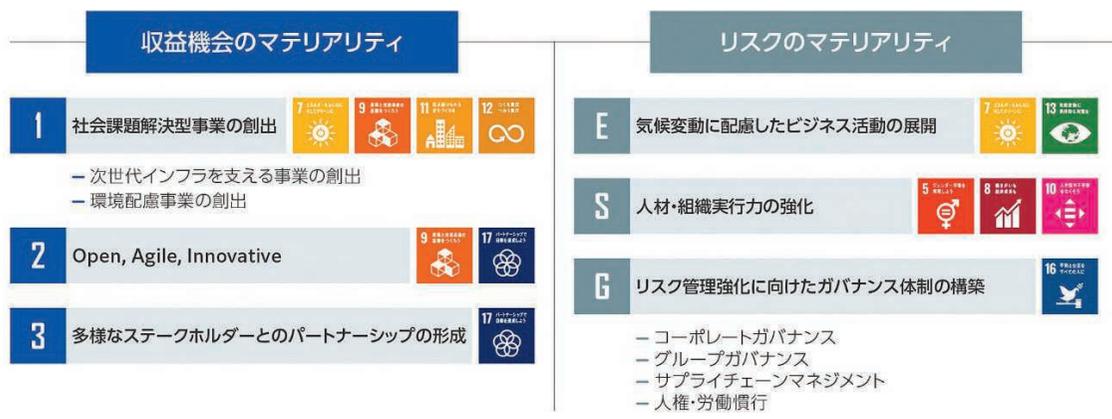
1 古河電工グループ ビジョン2030

当社グループは、「世紀を超えて培ってきた素材力を核として、絶え間ない技術革新により、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献します。」を基本理念とし、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs*）」が示す社会課題の解決を念頭に置き、当社グループの2030年におけるありたい姿を描き、そこへ向けて目指す時間軸と領域を明確にしたビジョン2030を定めております。ビジョン2030のもと、情報/エネルギー/モビリティの各領域およびこれらの融合領域において、当社グループは社会課題の解決を目指してまいります。さらに、新領域においても、これまでにない新たな事業の創出を通じた社会課題の解決を目指してまいります。



古河電工グループ ビジョン2030

当社グループでは、ビジョン2030を達成するために当社グループが対処すべき経営上の重要課題を「マテリアリティ」と定義し、収益機会とリスクの両面で次のとおりマテリアリティを特定しております。これらのマテリアリティに取り組むことにより、ビジョン2030を達成するとともに、SDGsの達成にも寄与してまいります。

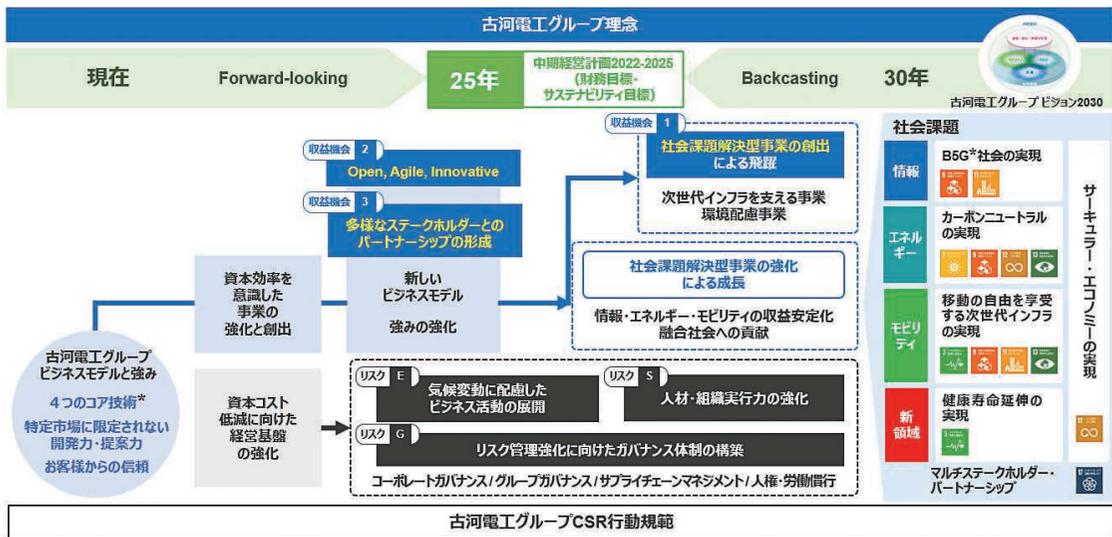


*SDGs…国連で採択されたSustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称であり、17のゴール・169のターゲットで構成される国際目標。

2 中期経営計画「Road to Vision2030－変革と挑戦－」の推進

当社は、2030年におけるありたい姿からバックキャストした中間地点としての2025年の目指す姿を定義し、その達成に向け2025年度を最終年度とする4か年の中期経営計画「Road to Vision2030－変革と挑戦－」を昨年策定し、各施策に取り組んでまいりました。

長期化するロシア・ウクライナ情勢や尾を引く新型コロナウイルスの感染拡大の影響等による世界経済の減速など、当社を取り巻く経営環境は変化しておりますが、着実な収益の拡大を図るため、引き続き「資本効率重視による既存事業の収益最大化」および「開発力・提案力の強化による新事業創出に向けた基盤整備」を推進してまいります。また、これらを下支えする「ESG経営の基盤強化」に取り組んでまいります。



*4つのコア技術…金属、ポリマー、フォトニクス、高周波

*B5G…Beyond5G。5Gの特徴(高速・大容量、低遅延、多数端末との接続)の更なる高度化に加えて、空・海・宇宙への利用領域の拡張、超低消費電力、超高信頼などの特徴を備えることが想定されている。6G(第6世代移動通信システム)とも呼ばれる。

①資本効率重視による既存事業の収益最大化

収益性・成長性等の観点から事業の位置付けを可視化し、これに則した投資配分の最適化を進め、事業ポートフォリオの見直しを含む、資本コストをより意識した経営管理と意思決定を一層加速してまいります。また、売上における高付加価値製品の比率の向上や付加価値に見合った製品価格の適正化により、収益の改善・拡大を図ってまいります。具体的には、光ファイバ等の需要拡大をとらえ、拡販を進めているローラブルリボンケーブル等の高付加価値製品の売上増を図るとともに、中南米で培ったビジネスモデルの強みを活かしネットワークシステム事業をグローバルに拡大してまいります。電力ケーブルシステムについては、製造能力や工事施工能力の増強等を進め、国内での電力網強靱化や再生可能エネルギー向けの海底線およ

び地中線を主なターゲット領域として事業基盤を確立し、収益成長を図ってまいります。また、EV化の加速に伴う自動車の軽量化ニーズの高まりに応えるため、新車種への搭載を着実に拡大しているアルミワイヤハーネスの優位性を活かし、事業拡大と収益性向上を進めてまいります。さらに、中長期的に半導体需要の拡大が見込まれることから、半導体製造用テープにつきまして、2025年度の量産開始に向け新工場建設を進めており、製造能力の増強による安定的供給および高性能・高品質な製品の提供により、売上拡大を目指してまいります。

②開発力・提案力の強化による新事業創出に向けた基盤整備

当社グループは、素材力を核として長年培ってきた「メタル」「ポリマー」「フォトニクス」「高周波」の4つのコア技術を活用し、新たな社会課題解決型事業創出の基盤整備を図ってまいります。Beyond5G社会に向け情報通信トラフィックの増加が見込まれる中、当社のコア技術であるフォトニクス技術および高周波技術を活かした高機能なフォトニクス製品の開発力と、光通信市場への幅広い対応力を活かし、オール光ネットワークと高効率エネルギー社会の実現に貢献してまいります。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、化石資源によらないグリーンLPガスの開発・製造を進めてまいります。さらに、次世代のエネルギー源として期待される核融合発電に必要な高温超電導線材の開発・製造により、環境に配慮したクリーンな電力の供給に寄与してまいります。引き続き、外部パートナーとの共創を進めるほか、デジタル技術やデータの利活用を推進し、課題解決を起点とした製品・サービスを開発・提供することを通じて、新たな提供価値の創造を目指してまいります。

③ESG経営の基盤強化

25中計では、特定したマテリアリティごとに2025年度の目指す姿を定め、それらを実現する施策を策定するとともに、進捗を測定するサステナビリティ指標・目標値を設定しており、それらの達成を図ることで、ESG経営の基盤を強化してまいります。持続可能な企業へ変革する上で必須となっている気候変動に配慮したビジネス活動を展開するべく、「自社のCO₂を出さない・減らす」「社会のCO₂を出さない・減らす」「排出されたCO₂を溜める・変える」という収益機会の獲得とリスクの低減の両面からの活動により、カーボンニュートラル実現への取組みを加速してまいります。

また、人的資本の強化を図るため、人材に対するグループ・グローバル共通の考え方である「古河電工グループPeople Vision」に基づき、2030年のありたい姿として「多様な人材を確保し、挑戦し続ける人の成長を支援する」「全員が主役で誇りを持ちワクワク働ける企業グループを目指す」「チームで徹底的にやり切る文化を醸成する」ことを基本方針として、「人材・組織実行力」の強化に取り組んでまいります。具体的には、従業員エンゲージメントの要素を含む人材・組織実行力調査を実施し、これをモニタリングツールとして、ダイバーシティ&インクルージョン推進、リーダーシップ変革活動、経営戦略・事業戦略遂行に資する人材の採用・配置・育成施策など、人材マネジメントに関わる取組みを強化してまいります。

人権マネジメントについては、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の企業の取り組むべき3つの要件に基づき推進してまいります。その中でも「人権デューデリジェンスの実施」としては、従業員と取引先を優先して対応すべきステークホルダーとして、それぞれについて想定される人権上の課題を特定し、課題への改善策や予防策を講じてまいります。具体的には、人権問題に関する教育について当社はもとより国内外グループ会社の管理職にまで拡大し、継続的に実施してまいります。また、サプライチェーンにおける人権を含めたCSR調達実現のため、「古河電工グループCSR調達ガイドライン」に基づく自己評価調査(SAQ)について当社から国内外グループ会社の主要な取引先へと段階的に拡大してまいります。

これらの取組みにより、25中計において設定した財務目標値およびサステナビリティ目標値の達成を図ってまいります。

2025年度の財務目標値

ROIC (税引後)	6.0%以上
ROE	11%以上
Net D/Eレシオ	0.8以下
自己資本比率	35%以上
連結売上高	1.1兆円以上
連結営業利益	580億円以上
親会社株主に帰属する当期純利益	370億円以上

2025年度のサステナビリティ目標値

環境調和製品売上高比率	70%
新事業研究開発費増加率（2021年度基準）	125%
事業強化・新事業創出テーマ ^(※1) に対するIPランドスケア実施率	100%
温室効果ガス排出量削減率（Scope1,2）（2021年度基準）	△18.7% ^(※2)
電力消費量に占める再生可能エネルギー比率	30% ^(※3)
（単体）従業員エンゲージメントスコア	75 ^(※4)
（単体）管理職層に占める女性比率	7%
（単体）新規採用者に占めるキャリア採用比率	30%
全リスク領域に対するリスク管理活動フォロー率	100%
主要取引先に対するCSR調達ガイドラインに基づくSAQ実施率	グローバル100%
管理職に対する人権リスクに関する教育実施率	グローバル100%

(※1) 2022年度に設定したテーマが対象。

(※2) 環境目標2030改定に伴い基準年度と目標値を改定。従来の2017年度基準で△42%に相当。

(※3) 環境目標2030改定に伴い目標値を改定。

(※4) 2022年度に目標値を新たに設定。

当社グループでは、各種施策を着実に実行し、企業価値の向上を図ってまいります。株主の皆様におかれましては、なにとぞご理解のうえ、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご参考 研究所の再編

ビジョン2030に掲げた情報/エネルギー/モビリティの融合領域における研究開発を加速するため、本年4月1日付で研究所の再編を行いました。当社のコア技術の更なる深化と活用による事業貢献や新事業の創出、カーボンニュートラル等の社会課題への取組みの一層の強化を目的として、従来の事業セグメントに対応した研究組織から技術領域に対応した研究組織といたしました。今回の再編により、当社のコア技術であるメタル・ポリマーに関する機能を集約した「マテリアル研究所」を新設し、「サステナブルテクノロジー研究所」、「エレクトロニクス研究所」および「フォトニクス研究所」とあわせた4研究所といたしました。

「マテリアル研究所」は、当社のメタルとポリマーのコア技術を集約した材料におけるワンストップの研究所として設立いたしました。「古河電工グループ理念」にも掲げている“世紀を超えて培ってきた素材力”を核として、事業の成長と新事業創出を材料面から支えます。とりわけ情報/エネルギー/モビリティの融合領域における材料技術による課題解決への期待は大きく、サーキュラーエコノミーに向けたリサイクル技術の醸成、長期視点に立った電線・ケーブルの発展に貢献してまいります。

「サステナブルテクノロジー研究所」は、社会課題を価値に変えるため、先進技術を先取りする萌芽的技術の探索を進め、先端技術の研究開発を行ってまいります。また、分析解析技術や高周波エレクトロニクス技術により当社グループの製品・技術を支えます。

「エレクトロニクス研究所」は、当社のエレクトロニクスの強化を担い、安全・安心なモビリティに必須となる電装技術や通信技術の開発を進めてまいります。また、今後、カーボンニュートラルへの貢献が期待されるサーマルソリューション、パワーエレクトロニクスや蓄電・エネルギーマネジメントへの取組みを加速し、事業貢献と新製品の創出に寄与してまいります。

「フォトニクス研究所」は、当社のフォトニクスの強化を担い、Beyond5G社会を構成する次世代光ファイバ、信号光源、光電融合技術およびエネルギーレーザ等の研究開発を通じて、フォトニクスの通信/非通信分野への適用ならびに新事業の創出を先導してまいります。

当社は、25中計とビジョン2030の達成に必須となる技術醸成を行い、事業の成長と新事業創出を加速してまいります。

2022年12月20日

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

古河電気工業株式会社

当社では、取締役会の機能向上を図ることを目的として、取締役会が適切に機能しているかを検証し、その結果を踏まえて問題点の改善や強みの強化に必要な措置を講じていくという継続的なプロセスにより、2015年度から毎年、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。

この度、2022年度の分析・評価が完了しましたので、以下のとおり、その概要を開示いたします。

1. 本年度の分析・評価の方法

本年度も、以下の事項を内容とするアンケートをすべての取締役・監査役に配付し、その回答を得ました。

本回答の集計結果に基づき、取締役会において、社外役員会議で集約された意見も参考にして、当社グループ全体の持続的成長や中長期的な企業価値の向上という観点から、当社取締役会の実効性に関する議論を行いました。

なお、アンケート回答のより深い理解を目的に、取締役・監査役全員を対象とした取締役会議長による個別インタビューも実施（取締役会議長に対するインタビューは幹事社外役員が実施）し、その結果を上記取締役会で共有しております。

〔無記名アンケートの内容〕

- I. 取締役会の役割・責務等（総論、中長期的な経営計画、業務執行関連、リスクマネジメント・コンプライアンス、サステナビリティ関連、指名・報酬委員会関連）
- II. 取締役会の運営
- III. 社外役員の支援・連携に係る体制
- IV. 監査役役割・監査役に対する期待
- V. 株主その他のステークホルダーとの関係
- VI. その他（取締役会全般、個人評価・相互評価）

2. 本年度の分析・評価結果の概要

当社取締役会は、前年度の実効性評価の結果を踏まえて実効性向上に向けた施策に取り組み、本年度においても、取締役会の実効性が確保されているものと分析・評価しております。

なお、実効性をさらに高めるための取組み等について、以下の内容が確認されました。

- 前年度の分析・評価を踏まえた取組みの状況について
 - ・ 中期経営計画、事業ポートフォリオの見直し、グループ・グローバル経営
中期経営計画策定の過程において審議時間を十分に確保し、経営資源の配分や事業ポートフォリオ上の課題について充実した議論がされたこと。今後は、中期経営計画の進捗報告やグループ・グローバル経営に関する議論が求められること。
 - ・ 社外役員への情報提供
取締役会毎の事前説明会の開催や、事業所見学会の実施、社内イベントの案内などにより、取締役会の議題の理解を深めるために必要な情報が社外役員へ適切に提供されていること。また、取締役会の事前説明会の場等において社外役員に提供している取締役会の議題に関連するテーマや事業環境等の情報について、今後も継続的な充実が望まれること。

- ・サステナビリティ関連（ESG・SDGsを含む）
ESGやSDGsに関連する課題は年々増加していく中、網羅的かつ活発に議論されていること。中期経営計画において設定したサステナビリティ指標の目標に対する進捗を確認していくことが必要であること。
- ・リスクマネジメント関連
全社的なリスク認識の深化やリスク管理体制の整備が進んでいる一方、これらのリスクの評価と対応についての整理が求められること。
- ・ステークホルダーとの対話
株主・投資家との対話とその意見等について継続的に取締役会に報告されていることに加え、従業員などのステークホルダーの意見報告も拡充されているが、さらなる改善の余地があること。
- 上記に加え、当社グループ全体の持続的成長や中長期的な企業価値向上の観点から、取締役会全体として積極的で活発な議論および業務執行に対する監督も適切になされており、また業務執行において社外役員の豊富な経験および高度な知見に基づく有益な提言・指摘等が反映されていることもあらためて確認できました。

3. 本年度の分析・評価結果を踏まえた今後の取組み

取締役会においては、取締役・監査役からの多くの提言等を踏まえて議論を行った結果、主に以下の点について、さらなる改善を進めてまいります。

- 中期経営計画、事業ポートフォリオの見直し、グループ・グローバル経営
事業ポートフォリオやグローバル等に係る議論、中期経営計画の進捗確認・課題の検討等を促進し、その状況を取締役に報告・議論すること。定期的に事業所見学会を開催し、社外役員が事業への理解をより深めるための機会とすること。
- 取締役会の運営関連
社内役員と社外役員、ならびに社外役員同士のコミュニケーションを強化するための機会を増加すること。
- 指名・報酬委員会関連
指名・報酬委員会において、取締役会の構成、スキルマトリクス等に関する議論を行い、取締役会に報告すること。
- サステナビリティ関連（ESG・SDGsを含む）
サステナビリティにおけるリスクと機会、および新たに制定した各サステナビリティ指標の目標に対する進捗等について、サステナビリティ委員会での議論を促進し、取締役会に報告すること。
- リスクマネジメント関連
全社的なリスク認識の深化を引き続き推進すること。また、当社および国内関係会社に加え、海外関係会社におけるリスク管理活動を促進すること。

以上

高付加価値な半導体製造用テープを安定的に供給していくため、約70億円を投資し、三重事業所における新工場建設を進めており、2025年4月に稼働開始予定です。

当社では半導体製造工程に用いられる仮固定用テープ（バックグラインディングテープ、ダイシングテープ等）と接着用テープを製造・販売しており、半導体デバイスの多様化と日々進化する半導体の性能および製造工程に対し、当社コア技術のひとつであるポリマー技術を活かした製品を提供してまいりました。昨今のIoT、自動運転、5G向け需要の高まりやコロナ禍による生活スタイルの変化とともに、半導体の需要は今後も継続的・長期的に拡大し、また更なる高性能化が予想されております。このような需要の変化に対応するため、当社は生産能力を増強することを決定いたしました。



仮固定用テープ



接着用テープ（ダイシングダイアタッチフィルム）



新工場外観（完成予想図）

本設備投資による新工場建設・稼働によって、十分な供給力を確保するだけでなく、最新の設備を導入することで、より高性能かつ高品質な製品を提供し、お客様の期待に応えてまいります。また、太陽光発電設備やエネルギー効率に配慮した設備を導入することで、生産工程の環境負荷を低減してまいります。

当社は今後も半導体市場の変化や技術革新に迅速に対応し、社会の変化を支えるインフラ強靱化に貢献してまいります。

(5) 設備投資の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の状況は次のとおりです。

セグメント名	主要な設備投資の内容	金額 (百万円)	前期比増減額 (百万円)
インフラ	電力ケーブル製造設備の増設など	12,921	1,536
電装エレクトロニクス	自動車部品事業子会社におけるワイヤハーネス製造設備の新設など	17,822	2,328
機能製品	半導体製造用テープの新工場建設	5,997	207
サービス・開発等	—	4,351	2,935
消去または全社	基幹業務システムの更新など	2,698	△1,360
合計	—	43,792	5,647

(6) 資金調達の状況

当社およびグループ各社は、金融機関からの長期・短期の借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、受取手形や売掛債権の流動化等により、必要な資金を調達しております。また、日本、中国およびタイにおいて、各国内の子会社・関連会社（日本国内においては当社も含む）を対象としたキャッシュ・マネジメント・システムを導入し、資金活用の効率化と有利子負債の削減を図っております。

なお、当期末の連結有利子負債は前期末比183億円減の3,238億円となりました。

(7) 主要な借入先(2023年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	68,359百万円
(株)三菱UFJ銀行	35,368百万円
農林中央金庫	20,051百万円
(株)横浜銀行	16,289百万円

(8) 主要な営業所および工場等ならびに重要な子会社の状況(2023年3月31日現在)

1 当社

本 社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	
区 分	名 称	所 在 地
営業所	北海道支社 東北支社 中部支社 関西支社 中国支社 九州支社	札幌市 仙台市 名古屋市 大阪市 広島市 福岡市
工 場	日光事業所 千葉事業所 横浜事業所 平塚事業所 三重事業所 銅箔事業部門	栃木県日光市 千葉県市原市 横浜市 神奈川県平塚市 三重県亀山市 栃木県日光市
研究所	サステナブルテクノロジー研究所 自動車・エレクトロニクス研究所 情報通信・エネルギー研究所	横浜市（横浜事業所内） 神奈川県平塚市（平塚事業所内） 千葉県市原市（千葉事業所内）

(注) 本年4月1日付で、「マテリアル研究所」を新設し、「自動車・エレクトロニクス研究所」を「エレクトロニクス研究所」に、「情報通信・エネルギー研究所」を「フォトニクス研究所」に名称を変更しております。

2 国内子会社

会社名（本社/工場所在地）	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
古河電池(株) (横浜市/栃木県日光市、福島県いわき市)	1,640百万円	58.05%	電池（自動車用、産業用）の製造・販売
株KANZACC (大阪市/福井県坂井市)	720百万円	99.92%	電線、非鉄金属製品等の製造・販売
古河産業(株) (東京都港区)	700百万円	100%	電線、非鉄金属製品等の販売
岡野電線(株) (神奈川県大和市/同左)	489百万円	49.21%	光ファイバケーブル、光部品等の製造・販売
古河電工産業電線(株) (東京都荒川区/神奈川県平塚市)	450百万円	100%	電線・ケーブル等の製造・販売
古河電工パワーシステムズ(株) (横浜市/山形県長井市)	450百万円	100%	送変電機材、架空・地中配電機材等の製造・販売
古河樹脂加工(株) (千葉市/同左)	300百万円	100%	プラスチック電線保護管等の製造・販売
株古河テクノマテリアル (神奈川県平塚市/同左)	300百万円	100%	防災製品等の製造・販売
古河日光発電(株) (栃木県日光市)	300百万円	100%	電力の発電・供給・販売ならびに電力の託送
古河ネットワークソリューション(株) (神奈川県平塚市/同左)	150百万円	100%	ネットワーク機器の製造・販売

会社名 (本社/工場所在地)	資本金	出資比率	主要な事業内容
古河AS(株) (滋賀県犬上郡/同左、三重県亀山市)	100百万円	100%	自動車部品等の製造・販売
古河ファイテルオプティカルデバイス(株) (千葉県市原市/同左、茨城県那珂市)	100百万円	70.59%	光半導体製品の製造
古河精密金属工業(株) (栃木県日光市/同左)	100百万円	100%	電子部品等の製造・販売
理研電線(株) (東京都中央区/千葉県市原市)	100百万円	100%	電線・ケーブル等の製造・販売
古河エレコム(株) (東京都千代田区)	98百万円	100%	電線・ケーブル等の販売
古河マグネットワイヤ(株) (東京都千代田区/新潟市)	96百万円	100%	巻線、各種金属線の製造・販売
古河C&B(株) (神奈川県平塚市/横浜市)	90百万円	100%	放送用アンテナ・通信用アンテナ・線路監視システム等の製造・販売

3 海外子会社

会社名 (所在地)	資本金	出資比率	主要な事業内容
 OFS Fitel, LLC (米国)	362百万米ドル	100%	情報通信ソリューション事業
 Furukawa Electric LatAm S.A. (ブラジル)	149百万レアル	100%	情報通信ソリューション事業
 American Furukawa, Inc. (米国)	109百万米ドル	100%	自動車部品等の製造・販売
 潘陽古河電纜有限公司 (中国)	768百万元	100%	電線等の製造・販売
 古河銅箔股份有限公司 (台湾)	1,555百万 台湾ドル	100%	リチウムイオン電池用電解銅箔等の製造・販売
 台日古河銅箔股份有限公司 (台湾)	1,475百万 台湾ドル	81.85%	回路用電解銅箔等の製造・販売
 Furukawa Electric Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)	3百万米ドル	100%	電線、電子線材、巻線、金属製品等の販売
 Furukawa Precision (Thailand) Co., Ltd. (タイ)	169百万バーツ	100%	電子部品等の製造・販売
 Thai Furukawa Unicomm Engineering Co., Ltd. (タイ)	104百万バーツ	91.75%	情報通信、CATV等のエンジニアリング
 Furukawa Automotive Parts (Vietnam) Inc. (ベトナム)	18百万米ドル	100%	自動車部品等の製造・販売
 PT Tembaga Mulia Semanan Tbk (インドネシア)	12百万米ドル	42.42%	銅線・アルミ線の製造・販売
 Trocellen GmbH (ドイツ)	8百万ユーロ	100%	発泡製品の製造・販売
 PT.Furukawa Indomobil Battery Manufacturing (インドネシア)	899,732百万 インドネシアルピア	51%	自動車用鉛蓄電池の製造

- (注) 1. 出資比率は、間接保有を含んでいます。
 2. 東京特殊電線株式会社について、昨年12月28日付で、当社が保有する株式の全てを売却し、当社の連結範囲から除外されました。
 3. 当期における当社の連結子会社は111社、持分法適用の関連会社は15社です。

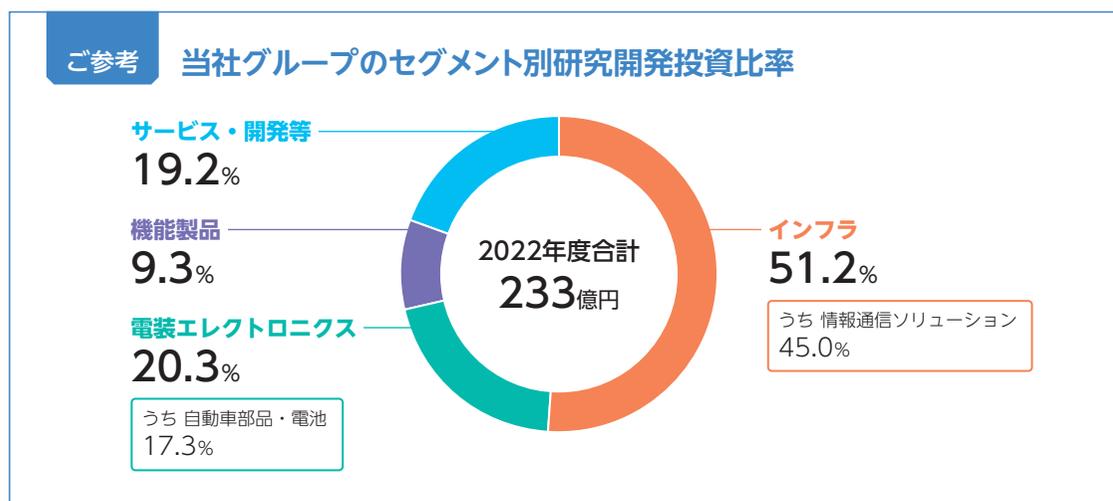
(9) 従業員の状況(2023年3月31日現在)

セグメント名	当社グループの従業員数	当社の従業員数
インフラ	10,051名	1,516名
電装エレクトロニクス	36,815名	525名
機能製品	2,282名	712名
サービス・開発等	2,166名	1,514名
合計	51,314名 (447名増)	4,267名 (66名増)

- (注) 1. 臨時従業員および当社グループ外への出向者は含んでおりません。
 2. 上表中の () 内は、前期末比の増減です。
 3. サービス・開発等セグメントの従業員数には、当社の本部部門など、全社共通の業務に従事する人員が含まれております。
 4. 当社従業員における平均年齢は43.7才、平均勤続年数は19.9年です (臨時従業員および出向者は含んでおりません)。

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、自動車部品取引に関し、ブラジル競争法当局の調査を受けております。また、米国での自動車部品カルテルによる損害賠償を求める集団訴訟において、当社または当社子会社が被告となっております。加えて、当社および当社子会社は、競争法違反行為に関して、一部の顧客などから、損害の賠償を求められております。上記は、いずれも過去の行為に起因するものであり、現時点においてはこれらの行為は行われておりません。



2. 当社の株式に関する事項(2023年3月31日現在)

(1) 発行済株式の総数等

株式の種類	発行可能株式総数	発行済株式総数	株主数
普通株式	250,000,000株	70,666,917株	45,574名

(2) 大株主の状況

大株主の氏名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,829,200株	16.75%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4,763,900株	6.75%
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	3,154,100株	4.47%
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	2,718,200株	3.85%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	2,413,500株	3.42%
朝日生命保険相互会社	1,365,050株	1.93%
古河機械金属株式会社	1,329,045株	1.88%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,292,296株	1.83%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 古河機械金属口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,091,900株	1.55%
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,072,400株	1.52%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(50,453株)を控除して計算しております。
 2. 株式会社みずほ銀行については、同社が退職給付信託として設定した上記株式2,413,500株とは別に、同社が保有する株式が173株あります。
 3. 朝日生命保険相互会社については、上記1,365,050株とは別に、同社が退職給付信託として設定した株式が1,050,000株あります。

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2016年6月27日開催の第194回定時株主総会決議に基づき、社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに対する業績連動型株式報酬制度(2019年6月27日開催の第197回定時株主総会において、インセンティブ性を高めることを目的として一部改定。以下、「本制度」という)を導入しております。本制度のもと、当事業年度中に取締役(社外取締役を除く)1名に対し普通株式7,144株を交付いたしました。

(注) 本制度につきましては、「3. 当社役員に関する事項(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

ご参考 政策保有株式について

毎年、取締役会において、政策保有株式のうち全ての上場株式について保有の適否の検証を実施し、保有に適さないと判断した株式については、縮減を図っております。

当期は、2022年12月開催の取締役会で政策保有株式の保有の適否について検証を実施しました。検証の結果、保有に適さないと判断した株式について、上場株式5銘柄(5,435百万円)を含む政策保有株式の縮減を進め、2023年3月末時点では政策保有株式のうち上場株式を19銘柄(19,209百万円)保有しております。

<政策保有株式に関する方針>

当社は、政策保有株式について、資本効率の向上や当社の事業活動における必要性等の観点から保有意義があると判断した株式を保有し、保有に適さないと判断した株式については縮減を図るものとする。また、毎年、取締役会において、政策保有株式のうち全ての上場株式について、保有の適否について検証を実施する。検証においては、株式の保有に基づき得られる定量的な便益と当該株式の時価および資本コストにより算出される保有コストとの比較のほか、事業機会の創出、取引関係および事業における協力関係の維持・強化等も含めた総合的な観点から行うものとする。

※当社では、「政策保有株式」を有価証券報告書における「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」の対象となる株式とする。

3. 当社役員に関する事項(2023年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
柴田 光 義	取締役会長	いすゞ自動車(株)社外取締役 東武鉄道(株)社外取締役 朝日生命保険(相)社外監査役
小林 敬 一	代表取締役社長	
塚本 修	社外取締役(非常勤)	(一財)石炭フロンティア機構理事長
塚本 隆 史	社外取締役(非常勤)	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問 朝日生命保険(相)社外取締役 イオン(株)社外取締役 (株)インターネットイニシアティブ社外取締役
御代川 善 朗	社外取締役(非常勤)	
藪 ゆき子	社外取締役(非常勤)	大和ハウス工業(株)社外取締役 イビデン(株)社外取締役(監査等委員)
斎藤 保	社外取締役(非常勤)	(株)IHI相談役 (株)かんぽ生命保険社外取締役 沖電気工業(株)社外取締役 鹿島建設(株)社外取締役
宮本 聡	取締役兼執行役員専務 (戦略本部長)	
福永 彰 宏	取締役兼執行役員常務 (財務本部長)	
森平 英 也	取締役兼執行役員常務 (情報通信ソリューション統括部門長)	
枘谷 義 雄	取締役兼執行役員常務 (営業統括本部長)	
天野 望	監査役(常勤)	
溝田 義 昭	監査役(常勤)	旭精機工業(株)社外取締役
寺内 雅 生	監査役(常勤)	
酒井 邦 彦	社外監査役(非常勤)	TMI総合法律事務所顧問弁護士 本田技研工業(株)社外取締役
住田 清 芽	社外監査役(非常勤)	(株)アドバンテスト社外取締役(監査等委員) 日清オイリオグループ(株)社外監査役
塩見 崇 夫	社外監査役(非常勤)	

- (注) 1. 取締役塚本修氏、塚本隆史氏、御代川善朗氏、藪ゆき子氏および斎藤保氏ならびに監査役酒井邦彦氏、住田清芽氏および塩見崇夫氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 各監査役が有する財務および会計に関する知見は次のとおりです。
- ・監査役天野望氏は、当社において税務および会計業務に従事した経験を有しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役住田清芽氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役塩見崇夫氏は、大手総合商社において金融部門の要職を務めた経験を有しており、財務および会計に関し、相当程度の知見を有しております。
3. 取締役森平英也氏および枘谷義雄氏ならびに監査役寺内雅生氏は、2022年6月23日開催の第200回定時株主総会において、新たに取締役または監査役に選任され、就任いたしました。
4. 当社は塚本修氏が理事長を務める(一財)石炭フロンティア機構(本年4月1日付で、(一財)カーボンフロンティア機構に改称)に賛助会員として加盟し、年会費を支払っております。
5. 当社は塚本隆史氏が社外取締役を務める朝日生命保険(相)との間で、当社が同社の基金総額の2.20%に相当する金額を拠出しており、同社は当社発行済株式総数の3.42%(同社が退職給付信託として設定した株式を含む)を保有しております。

当社は斎藤保氏が社外取締役を務める沖電気工業(株)との間で、当社が同社から情報通信関連部材を購入する取引等があります。また、同氏が社外取締役を務める鹿島建設(株)との間で、当社工場の建築工事に関する取引等があります。

当社は酒井邦彦氏が顧問弁護士を務めるTMI総合法律事務所との間で、法律相談に関する一時的な取引があります。なお、同取引は顧問契約等の継続的な取引ではないうえ、同氏は同取引に一切関与しておりません。また、同氏が社外取締役を務める本田技研工業(株)との間で、当社が同社に対して自動車部品の販売を行う取引等があります。

当社は住田清芽氏が社外取締役（監査等委員）を務める(株)アドバンテストとの間で、当社が同社に対して情報通信関連製品の販売を行う取引等があります。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額です。

7. 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役柴田光義氏、小林敬一氏、塚本修氏、塚本隆史氏、御代川善朗氏、藪ゆき子氏、斎藤保氏、宮本聡氏、福永彰宏氏、森平英也氏および枘谷義雄氏ならびに監査役天野望氏、溝田義昭氏、寺内雅生氏、酒井邦彦氏、住田清芽氏および塩見崇夫氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。

当該補償契約では、同条同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約では、役員職務執行に関して悪意・重過失があったことが判明した場合には補償を受けた費用の返還請求ができることなど、役員職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役および執行役員等（1994年3月31日以降に退任した者を含む）ならびにこれらの相続人を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務執行に関し行った行為（不作為を含む）に起因する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金、および役員等が当該責任追及に係る請求を受けることによって生じる争訟費用等について填補することとされております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合など、一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

ご参考

2023年4月1日現在の取締役および監査役、執行役員、シニア・フェロー（注）の地位および担当は次のとおりです。

氏名	地位および担当
小林 敬一	取締役会長
森 平 英 也	代表取締役社長
塚 本 修	社外取締役（非常勤）
塚 本 隆 史	社外取締役（非常勤）
御代川 善 朗	社外取締役（非常勤）
藪 ゆき子	社外取締役（非常勤）
斎 藤 保	社外取締役（非常勤）
宮 本 聡	取締役兼執行役員専務（戦略本部長）
福 永 彰 宏	取締役兼執行役員常務（財務本部長）
枘 谷 義 雄	取締役兼執行役員常務（営業統括本部長）
柴 田 光 義	取締役
天 野 望	監査役（常勤）
溝 田 義 昭	監査役（常勤）
寺 内 雅 生	監査役（常勤）
酒 井 邦 彦	社外監査役（非常勤）
住 田 清 芽	社外監査役（非常勤）
塩 見 崇 夫	社外監査役（非常勤）
Foad Shaikhzadeh	執行役員常務（Furukawa Electric LatAm S.A.（ブラジル）President）

氏名	地位および担当
大野良次	執行役員常務（機能製品統括部門長）
阿部茂信	執行役員常務（自動車部品事業部門長）
太田寿彦	執行役員常務（情報通信ソリューション統括部門長兼次世代フォトニクス事業創造プロジェクトチーム長）
山本尚志	執行役員常務（電装エレクトロニクス材料統括部門長）
Gyula Besztercey	執行役員（Furukawa Electric Institute of Technology Ltd.（ハンガリー）President兼研究開発本部副本部長）
福島徹	執行役員（地産地承エネルギープロジェクトチーム長兼研究開発本部副本部長）
浦上敬一郎	執行役員（営業統括本部中部支社長）
内田輝義	執行役員（ものづくり改革本部長）
柳登志夫	執行役員（リスクマネジメント本部長）
西村英一	執行役員（エネルギーインフラ統括部門長）
増田真美	執行役員（財務本部IR部長兼戦略本部広報部長）
阪和憲	執行役員（営業統括本部関西支社長）
藤崎晃	執行役員（研究開発本部長）
花谷健	執行役員（事業・プロセス変革チーム長）
矢野正三	執行役員（機能製品統括部門AT・機能樹脂事業部門長）
杉井貴明	執行役員（戦略本部副本部長）
川野浩二	執行役員（営業統括本部セールス統括部長）
澤本幸利	執行役員（Furukawa (Thailand) Co.,Ltd.（タイ）Managing Director）
浅尾真史	執行役員（情報通信ソリューション統括部門副統括部門長）
粕川秋彦	シニア・フェロー（研究開発本部フォトニクス研究所）
大久保典雄	シニア・フェロー（研究開発本部知的財産部長）
大橋弘美	シニア・フェロー（次世代フォトニクス事業創造プロジェクトチーム副チーム長）

(注) シニア・フェローとは、国際的に通用する高度な専門知識により、当該専門領域における創造的で斬新なビジョン・中長期的方向性を提案するとともに、その専門性の伝承および後進の育成を行う人材として認定された、執行役員と同等待遇の専門職のことであります。

(2) 社外役員に関する事項

1) 社外役員の主な活動状況

1 社外取締役

氏名	取締役会出席状況 (出席率)	発言の状況／果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
塚本 修	17回中17回 (100%)	経済産業省における産業政策分野での豊富な知識・経験に基づき、経営陣の適切な監督に加え、研究開発、事業戦略および製品品質などに関する議題を中心に、経済政策や市場動向を踏まえて活発に発言を行い、期待される役割を果たしております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。
塚本 隆 史	17回中17回 (100%)	金融機関の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、経営陣の適切な監督に加え、事業戦略、グループ企業管理、財務政策およびインベスター・リレーションズなどに関する議題を中心に、グループ・グローバル経営の視点から活発に発言を行い、期待される役割を果たしております。 なお、同氏は幹事社外役員として社外役員会議 ^(注) の議長を務めるほか、指名・報酬委員会の委員長としても活動しております。

氏名	取締役会出席状況 (出席率)	発言の状況／果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
御代川 善 朗	17回中17回 (100%)	大手製薬会社の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、経営陣の適切な監督に加え、コーポレートガバナンス、事業戦略および人材育成などに関する議題を中心に、当社グループ全体のガバナンス向上に向け、活発に発言を行い、期待される役割を果たしております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。
藪 ゆき子	17回中16回 (94.1%)	複数の上場企業での社外役員としての経験および大手電機メーカーでのマーケティング・製品開発等の分野における豊富な知識・経験に基づき、経営陣の適切な監督に加え、事業戦略、マーケティングおよびダイバーシティなどに関する議題を中心に、幅広い視点から活発に発言を行い、期待される役割を果たしております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。
斎 藤 保	17回中17回 (100%)	大手重工業メーカーの経営者としての豊富な知識・経験に基づき、経営陣の適切な監督に加え、事業戦略、モノづくりおよび財務政策などに関する議題を中心に、グループ・グローバル経営の視点から活発に発言を行い、期待される役割を果たしております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員としても活動しております。

(注) 当社は、社外役員間での客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図り、またこれらにより形成・共有した意見を必要に応じて取締役会に報告することを目的に、社外役員会議を定期的で開催しており、当事業年度においては、4回開催いたしました。

2 社外監査役

氏名	出席状況		発言の状況
	取締役会 (出席率)	監査役会 (出席率)	
酒 井 邦 彦	17回中17回 (100%)	9回中9回 (100%)	司法分野での永年の経験を通じて培われた企業法務等に関する豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、各国の法的規制やコーポレートガバナンスなどに関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。 また、監査役会においては、上記に加え、コンプライアンスの観点からの確認や提言、会計監査人の監査および四半期レビューの計画・結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。
住 田 清 芽	17回中17回 (100%)	9回中9回 (100%)	公認会計士としての経験を通じて培われた会計および財務に関する豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、グループ企業管理や財務・会計などに関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。 また、監査役会においては、上記に加え、開示の充実・促進等に関する提言や、会計監査人の監査および四半期レビューの計画・結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。
塩 見 崇 夫	17回中17回 (100%)	9回中9回 (100%)	大手総合商社や金融、メーカーでの経営者としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会および監査役会において、グループ企業管理に関する議題を中心に、リスクマネジメントの観点から活発に発言を行っております。 また、監査役会においては、上記に加え、グループガバナンスの強化に関する提言や、会計監査人の監査および四半期レビューの計画・結果に対する質疑・確認等について、活発に発言を行っております。

2) 当事業年度における当社の不当・不正な業務執行に関する対応の概要

該当する事実はありません。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

1 役員報酬等の決定に関する方針

● 役員報酬の決定に関する方針

役員報酬は、当社グループが企業価値を増大させ、事業活動を通じて社会に貢献しながら持続的に発展していくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たしていくことを可能ならしめる内容のものとする。

● 報酬項目毎の個人別の報酬等の決定に関する方針

上記方針に則り、取締役等の個人別の報酬等に係る決定方針（以下、「決定方針」という）を、取締役会において決議しております。なお、指名・報酬委員会では、社外の専門機関が行う調査を用い当社と同等規模の製造業約30社と比較することで、役員報酬の制度設計や水準等の妥当性、有効性ならびに適切性を毎年確認しております。

当社の役員報酬は、基本報酬、短期業績連動報酬（個別）、短期業績連動報酬（全社）および中長期業績連動報酬で構成され、報酬項目毎の報酬の決定方針は次のとおりです。

報酬項目	概要	支給対象			
		社外取締役を除く 取締役	社外取締役	取締役以外の 執行役員、 シニア・フェロー	監査役
基本報酬	経営の監督と業務執行といった役割の違いや役位に応じて決定した固定額を、毎月金銭で支給します。	●	●	●	●
短期業績連動報酬（個別）	指名・報酬委員会において、個々の役員を対象に前事業年度における担当部門の営業利益や棚卸資産残高などの事業計画達成度 ^(注1) や施策の状況等を総合的に評価したうえで決定した額を、毎月金銭で支給します。	●	—	●	—
短期業績連動報酬（全社）	指名・報酬委員会が決定した連結営業利益を評価基準 ^(注2) として確定した報酬額を、年一回金銭で支給します。	●	—	●	—
中長期業績連動報酬	当社が拠出する金員を原資として信託を通じて取得された当社株式等を取締役等に対して支給する株式報酬制度 ^(注3) です。	●	—	●	—

- (注) 1. 短期業績連動報酬（個別）では、個別の事業の達成度を総合的に評価することを目的として、営業利益・棚卸資産削減の計画に対する達成度、安全・品質等の目標達成度、リスクへの準備対応等を点数化し、その合計点で評価を行います。
2. 短期業績連動報酬（全社）では、当社の当該年度の業績を適切かつ明確に反映するために連結営業利益を指標として採用しております。評価基準である連結営業利益と役員毎の支給額との対応表は、過去数年間の連結営業利益を勘案したうえ、適正な水準となるよう指名・報酬委員会が定期的に確認・見直しを実施しております。

【短期業績連動報酬（全社）における連結営業利益と役員毎の支給額との対応表】

(単位：千円/年)

役員	連結営業利益						
	650~ (億円)	550~650 (億円)	450~550 (億円)	350~450 (億円)	250~350 (億円)	150~250 (億円)	~150 (億円)
会長	19,500	16,088	12,675	9,750	7,800	4,875	—
社長	34,000	28,050	22,100	17,000	13,600	8,500	—
副社長	20,800	17,160	13,520	10,400	8,320	5,200	—
専務	16,500	13,613	10,725	8,250	6,600	4,125	—
常務	10,000	8,250	6,500	5,000	4,000	2,500	—
執行役員、シニア・フェロー	5,400	4,455	3,510	2,700	2,160	1,350	—

3. 中長期業績連動報酬では、企業価値向上を報酬額に適切に反映するとともに、企業価値向上へのインセンティブを株主と共有するために、当社株価を指標として採用しております。本報酬においては、3事業年度毎の期間を1単位対象期間とし、当社は、取締役等への報酬として、対象期間毎に450百万円を上限とする金員を信託へ拠出します。取締役等は、当社株式等の支給を受ける権利の基礎として、役位に応じて予め定められた数のポイントを毎年付与されます。各対象期間の終了後に、対象期間中の当社株価変動率とTOPIX（東証株価指数）変動率の比較基準に従い、一定の場合にはポイント数の調整がなされたうえで、当社株式等の支給を受けることができるポイントとして確定します（具体的な付与ポイントは、評価期間中の当社株価の変動率とTOPIXの変動率との乖離度により決定した支給率を、各評価期間中に付与されたポイントの累計に乗じて算出しております）。取締役等は、原則としてその退任時に、在任中に確定したポイント数に応じた当社株式等の支給を信託から受けます。

【中長期業績連動報酬における役位毎の付与ポイント表（2022年4月1日～2025年3月31日）】

対象期間毎に取締役等に付与される総ポイント数は180,000ポイントを上限とし、1ポイント当たり当社普通株式1株に対応します。

役位	付与ポイント	上限となる株式数（対象期間あたり）
会長	7,640	29,796
社長	9,340	36,426
副社長（取締役兼務）	4,800	18,720
副社長	3,930	15,327
専務（取締役兼務）	3,930	15,327
専務	3,060	11,934
常務（取締役兼務）	2,190	8,541
常務	1,310	5,109
執行役員（取締役兼務）	1,310	5,109
執行役員、シニア・フェロー	660	2,574

【中長期業績連動報酬における乖離度の算定式】

乖離度＝当社株価変動率／TOPIX変動率

当社株価変動率＝評価期間最終年度中の当社株価平均値／評価期間開始直前年度中の当社株価平均値

TOPIX変動率＝評価期間最終年度中のTOPIX平均値／評価期間開始直前年度中のTOPIX平均値

【中長期業績連動報酬における乖離度ごとの支給率対応表】

乖離度（範囲）	支給率（%）
1.3以上	130
1.2以上1.3未満	120
1.1以上1.2未満	110
0.95以上1.1未満	100
0.85以上0.95未満	90
0.75以上0.85未満	80
0.65以上0.75未満	70
0.55以上0.65未満	60
0.2以上0.55未満	50
0.2未満	0

【中長期業績連動報酬における評価期間の各自のポイント確定の算定式】

確定ポイント＝（各自が評価期間中に付与されたポイントの累計）×（評価期間の支給率）

なお、「支給率」は、中長期業績連動報酬における標準報酬水準額を100%とした場合に、業績連動評価により実際の報酬額が変動する割合を示します。

取締役等は退任時に、中長期業績連動報酬として、下記算定式に基づいた当社株式および金銭の支給を信託から受けます。

- 給付する当社株式の数＝（権利確定日時点の累積ポイント数×支給率－単元未満ポイント数）×0.7
 - ・上記算定式により算出された給付する当社株式の数に、単元未満株式が生じる場合、これを切り捨てるものとします。
- 給付する金銭の額＝（単元ポイント数×0.3＋単元未満ポイント数）×権利確定日における当社株式の時価
 - ・「単元ポイント数」は、（権利確定日時点の累積ポイント数×支給率－単元未満ポイント数）とします。
 - ・「単元ポイント数×0.3」に単元未満ポイントが生じる場合、単元数にこれを切り上げて算出するものとします。
 - ・権利確定日は、取締役等が退任した後、かつポイント付与の対象となる最後の事業年度の終了後、最初に到来する6月の末日とします。

●報酬項目毎の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

各報酬の支給割合については、上位の役位の者ほど報酬総額に占める業績を反映した報酬の割合が高くなるよう設計しております。報酬項目毎に定めた標準報酬水準の合計額を100%とした場合、報酬総額に占める各報酬の割合は次のとおりです。

役 位	基本報酬	短期業績連動報酬 (個別)	短期業績連動報酬 (全社)	中長期業績連動報酬	合 計
取締役会長	55%	12%	12%	21%	100%
代表取締役社長	51%	15%	15%	19%	100%
取締役兼執行役員副社長	55%	15%	15%	15%	100%
取締役兼執行役員専務	58%	14%	14%	14%	100%
取締役兼執行役員常務	68%	11%	11%	11%	100%
執行役員副社長	54%	16%	16%	14%	100%
執行役員専務	56%	15%	15%	14%	100%
執行役員常務	67%	13%	13%	8%	100%
執行役員、シニア・フェロー	71%	16%	8%	5%	100%

ご参考 役員報酬制度の一部改定について

当社では、社外取締役および監査役以外の役員等への報酬について、ESGへの取組み結果をより直接的に反映することなどを目的に役員報酬制度を一部改定いたしました。なお、改定後の役員報酬制度は2023年7月から運用することを予定しております。

役員報酬制度の概要（2023年7月以降）

報酬項目	支給対象			
	社外取締役を除く 取締役	社外取締役	取締役以外の 執行役員、 シニア・フェロー	監査役
基本報酬	●	●	●	●
短期業績連動報酬 (個別)	●	—	●	—
短期業績連動報酬 (全社)	●	—	●	—
ESG連動報酬	●	—	●	—
中長期業績連動報酬	●	—	●	—

2 取締役会決議による報酬の決定の委任に関する事項等

当社では、取締役会で個人別の役員報酬の内容に係る決定方針を定めております。

取締役会は、客観性・公平性・透明性を担保する観点から、個人別の役員報酬等の内容の決定を含む以下の審議事項のうち（2）の事項に関する権限を、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会に委任しております。

【指名・報酬委員会の審議事項】

- (1) 取締役会の諮問に基づき審議・答申する事項
 - ①株主総会に提出する取締役、監査役の選任・解任に関する議案の内容
 - ②代表取締役、取締役会長、取締役社長の選定・解職
 - ③執行役員を選任・解任
 - ④役付執行役員（執行役員副社長、執行役員専務、執行役員常務）の選定・解職
 - ⑤取締役、執行役員の報酬等に関する方針
- (2) 取締役会の委任に基づき審議・決定する事項
 - ①取締役、執行役員の評価
 - ②(1)⑤の答申を得て取締役会が決定した方針に基づく取締役、執行役員の報酬等に関する制度
 - ③(1)⑤の答申を得て取締役会が決定した方針に基づく取締役、執行役員の個人別の報酬等の内容
 - ④株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容
 - ⑤関係会社代表者の報酬等に関するガイドライン
 - ⑥取締役、執行役員の任期上限および退任後の取扱いに関する方針
 - ⑦特別顧問・名誉顧問の選任・解任、報酬に関する案の内容
 - ⑧経営陣のサクセッションプランの内容
- (3) 取締役、監査役、執行役員のトレーニングの内容および方針についての審議・決定

同委員会は7人の委員で構成され、うち委員長を含む5名の委員が社外取締役となっております。当事業年度の取締役および執行役員の個人別の報酬等の内容を決定した日（2022年6月23日）における同委員会の構成は、次のとおりです。

氏名	役職
塚本 修	社外取締役
塚本 隆史	社外取締役（委員長）
御代川 善朗	社外取締役
藪 ゆき子	社外取締役
斎藤 保	社外取締役
柴田 光義	取締役会長
小林 敬一	代表取締役社長

当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会および指名・報酬委員会の活動状況は、次のとおりです。

開催年月日・機関	活動の概要
2022年6月9日開催 指名・報酬委員会	・前事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の役員業績の審議・評価
2022年6月23日開催 取締役会	・取締役および執行役員の個人別の報酬額等の内容の決定を指名・報酬委員会に委任する旨の決議
2022年6月23日開催 指名・報酬委員会	・当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の取締役および執行役員の個人別の報酬額等の内容の決定

なお、取締役会は指名・報酬委員会から、同委員会で決定した取締役の個人別の報酬等の内容および決定方法が決定方針に沿う旨の報告を受けており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

3 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額は次のとおりです。

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる役員の員数
		基本報酬	短期業績連動報酬(個別)	短期業績連動報酬(全社)	中長期業績連動報酬	
取締役(社外取締役を除く)	362百万円	234百万円	25百万円	25百万円	77百万円	8名
監査役(社外監査役を除く)	92百万円	92百万円	—	—	—	4名
社外役員	110百万円	110百万円	—	—	—	8名
うち社外取締役	74百万円	74百万円	—	—	—	5名
うち社外監査役	36百万円	36百万円	—	—	—	3名

- (注) 1. 上表の員数および金額には、2022年6月23日開催の第200回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名および監査役1名、ならびにこれらの者に対する報酬等の額を含んでおります。
2. 取締役(社外取締役を除く)8名に対する短期業績連動報酬(全社)25百万円は、2023年7月に支給予定です。
3. 中長期業績連動報酬額には、株式報酬制度のもと当事業年度分として付与されたポイントに相当する株式数を、当事業年度の報酬とみなして計上した額を記載しております。
4. 短期業績連動報酬(全社)は、業績連動報酬等に該当いたします。本報酬では、当社の当該年度の業績を適切かつ明確に反映するために、連結営業利益を指標として採用しております。なお、当事業年度における当社連結営業利益は15,441百万円です。
5. 中長期業績連動報酬は、業績連動報酬等および非金銭報酬等に該当いたします。本報酬では、企業価値向上を報酬額に適切に反映するとともに、企業価値向上へのインセンティブを株主と共有するために、当社株価を指標として採用しております。なお、乖離度の実績(2022年度の数値で計算した参考値)は、0.93です。

4 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬等に関する株主総会決議は次のとおりです。

[取締役等]

株主総会決議年月日	決議の内容	決議に係る役員の員数	現行制度で該当する報酬項目
第184回定時株主総会 (2006年6月29日開催)	取締役の報酬額は、年額600百万円以内としております。なお、同限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。	11名	基本報酬 短期業績連動報酬(個別) 短期業績連動報酬(全社)
第197回定時株主総会 (2019年6月27日開催)	社外取締役を除く取締役ならびに取締役以外の執行役員およびシニア・フェローに対する業績連動型株式報酬制度に基づき設定される信託に追加拠出することができる金額の上限を、3事業年度毎に450百万円としております。	26名 (取締役7名、 執行役員17名、 シニア・フェ ロー2名)	中長期業績連動報酬

- (注) 1. 各取締役の報酬額の決定は、取締役会から指名・報酬委員会に委任されております。
2. 上表の決議に係る役員の員数は、当該定時株主総会終結時の員数を記載しております。なお、本定時株主総会終結時の対象となる役員の員数は、次のとおりです。

現行制度で該当する報酬項目	本株主総会終結時の対象となる役員の員数
基本報酬 短期業績連動報酬(個別) 短期業績連動報酬(全社)	11名
中長期業績連動報酬	29名 (取締役6名、執行役員20名、シニア・フェロー3名)

[監査役]

株主総会決議年月日	決議の内容	決議に係る役員の員数
第192回定時株主総会 (2014年6月25日開催)	監査役の報酬額を年額130百万円以内としております。各監査役の報酬額は監査役の協議により定めるものとしております。	6名

- (注) 上表の決議に係る役員の員数は、当該定時株主総会終結時の員数を記載しております。なお、本定時株主総会終結時の対象となる役員の員数は6名です。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

① 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	265百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	265百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	129百万円

(注) 当社および当社の子会社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記②および③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお、当社の重要な子会社のうち、Furukawa Electric LatAm S.A.（ブラジル）ほか7社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人による監査計画の概要説明の中で、見積監査時間および監査報酬額についても説明を受け、見積監査時間の妥当性や適切性などを確認した結果、見積監査時間は事業環境の変化や規制対応等で監査の複雑性が増していることによる継続的な工数増加を考慮した増加であり、高品質な監査を可能とする十分な監査時間が確保できており、監査報酬額もその単価、前期の報酬額との比較から問題ない額であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、監査役会は、以下のとおり定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないなど会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合、または監査の信頼性・適正性をより高めるために妥当であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断したときには、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、次のとおり基本方針を定めております。

当社および当社グループは、事業環境や市場の変化に機動的に対応した事業運営を行い意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、以下の方針と体制によって、経営の健全性の維持、向上に努め、企業価値の増大を図る。

1 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「古河電工グループ理念」「古河電工グループCSR行動規範」を倫理法令遵守の基本とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、リスクマネジメント委員会、リスクマネジメント本部を中心に、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進する。
- ② コンプライアンス活動の浸透と継続を図るため、各事業部門長等をコンプライアンス責任者とし、主要部門においては、部門リスク管理推進者を置き、各部門内でのコンプライアンス活動を効果的に推進する。
- ③ カルテル行為等の再発防止のため、独占禁止法、各国競争法に関する教育・啓蒙活動を継続し、同業他社との接触、価格決定プロセスに関する統制を強化するとともに、定期的に外部専門家の助言を受ける等、監視を徹底する。
- ④ コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を活用し、通報があった事案については、通報者保護との調和を図りつつ、リスクマネジメント本部リスク管理部および関係部門が適正かつ迅速に対応し、これらの状況を取締役会へ報告する。
- ⑤ 監査部は、内部監査部門として、各部門の職務執行状況をモニタリングし、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果を経営層へ報告する。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては「古河電工グループCSR行動規範」第7項の4で示した基本的な考え方（毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する）に基づき、リスクマネジメント本部総務部を統轄部署として徹底した対応を行う。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」その他の社内規程に基づき保管する。
- ② 取締役の職務執行に係るものを含む各種情報については、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規程に基づき管理するとともに、情報資産としての重要性和保護の必要性の観点からも適正に取扱う。

3 当社の損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、取締役会へ報告される体制を構築する。
- ② 各業務執行部門におけるリスク管理状況については、監査部の内部監査の対象とし、その結果を定期的に取締役会へ報告する。
- ③ 「リスク管理・内部統制基本規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、効果的なリスク管理体制を構築するため、取締役会の下に、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業運営上のリスク全般を把握し、その評価と管理方法の妥当性について検証する。

- ④ リスクマネジメント委員会は、各種のリスクのうち、品質管理、安全、環境、防災・事業継続マネジメントなどにつき特別委員会を設置して、重点的にリスク管理体制を強化する。

4 財務報告の適正性を確保するための体制

「リスク管理・内部統制基本規程」に基づき、「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備、評価』に関する基本方針」(J-SOX基本方針)を定めるとともに、構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にする。

5 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、各事業部門長等は、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取り締役会へ報告する。また、この結果は、報酬等の評価に適正に反映されるものとする。
- ② 取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については、付議基準を詳細かつ具体的に定めるとともに、「業務執行責任者等の職務権限等に関する規程」により、各事業部門長等の職務権限と担当業務分掌の明確性を確保する。
- ③ 部門長の職務分掌についても、「基本職務分掌規程」および「職務上の責任と権限に関する規程」に基づき、組織変更等に対応して、常に見直しがなされる仕組みを構築する。

6 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「グループ経営管理規程」に基づき、子会社毎の管理責任者を定め、子会社に対し経営状況を把握するために必要となる情報の定期報告を求め、経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。
- ② 中期経営計画および単年度予算において、子会社の達成すべき経営目標を具体的に定め、管理責任者は、その達成状況を定期的に取り締役会へ報告する。
- ③ 「リスク管理・内部統制基本規程」において当社グループにおけるリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、リスクマネジメント委員会において、当社グループの事業運営上のリスクを把握し、その管理方法の妥当性について検証する。
- ④ 「古河電工グループ理念」「古河電工グループCSR行動規範」に基づき、「コンプライアンスに関する規程」において子会社に対しコンプライアンス責任者の設置を義務づける。また、リスクマネジメント本部が中心となり、子会社に対し、リスク管理、内部統制、コンプライアンスに関する教育の実施や助言、指導を行う。
- ⑤ 主要な子会社へは、非常勤役員を派遣し、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般についてのモニタリングを行うほか、監査部は、親会社監査部門の立場からの子会社監査を実施する。

7 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議のうえ適任者を配置する。

8 前号の使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従い監査役業務の補助および監査役会の運営の補助を行う。
- ② 補助使用人は、「監査役補助使用人の取扱い内規」により、取締役からの独立性が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

9 当社および子会社の取締役または使用人による当社の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役が監査のために必要と判断する会議および資料については、常時出席、閲覧が可能な体制を維持する。

- ② 当社および子会社の内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役または担当部門長が適宜監査役へ報告する。
- ③ 取締役および各部門長は、当社および子会社において、「会社に著しい損害を及ぼす事実」または「取締役の法令・定款に違反する重大な事実」を発見したとき、「内部通報制度による通報内容」の調査を実施したとき、「行政当局等からの指摘、処分等」を受けたときは、速やかに監査役へ報告する。
- ④ 監査役は、当社および子会社の取締役および使用人に対し、業務執行に関する事項について報告を求めることができる。

10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への前号の報告を行った当社および子会社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことについて、「古河電工グループCSR行動規範」および「コンプライアンスに関する規程」に定める。

11 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12 その他当社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 監査役会の監査方針・監査計画は、取締役会の報告事項とし社内に周知徹底するとともに、監査状況についても、定期的に社長および取締役会が報告を受ける。
- ② 監査役監査基準を取締役および従業員に周知し、監査役監査の重要性等についての社内の認識・理解を深める。
- ③ 内部監査部門の強化を図り、監査役との連携を密にする。
- ④ その他監査役からの監査役監査の実効性確保等についての要請があった場合は、取締役および使用人は誠実に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制に関する運用状況の概要

1 コンプライアンスおよびリスク管理に関する事項

- ① 社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を、当該事業年度において2回開催しました。同委員会では、当社グループにおけるマネジメントレベルでのリスクを認識し、各リスクの管理活動計画と活動実績のモニタリングにより統制の拡大と深化を図ること、ならびに問題事例の共有、内部通報制度の運用、教育の実施により、コンプライアンスの維持確保を図ることなどを審議・決定しています。また同委員会の活動状況は、取締役会に報告されています。
- ② リスクマネジメント委員会の特別委員会である古河電工グループ品質管理委員会を当該事業年度において4回開催しました。同委員会は、重大な品質トラブルの発生や顧客クレーム等に関する情報を収集し、必要に応じて、事業部門および関係会社に対し、品質管理の改善策を指示しています。また、製品検査や公的規格等に関する調査を実施しました。
- ③ 当該事業年度においては、当社グループ各社において、競争法遵守・贈収賄禁止、差別・ハラスメント防止のEラーニングを実施しました。その他、内部通報された事項に対しては、必要に応じて外部専門家と相談のうえ、適宜対応しています。
- ④ 内部監査部門である監査部による各業務執行部門に対する業務監査の結果は、被監査部門長へ報告されるとともに、その概要は、取締役会に報告されています。

2 取締役の業務執行における効率性確保に関する事項

- ① 当該事業年度においては、17回の取締役会を開催しました。取締役会においては、重要な業務執行の決定や、中期経営計画の進捗ならびに年度予算などの経営目標の達成状況を確認するとともに、コーポレートガバナンスなどの経営に関する基本事項について審議を行いました。
- ② 業務執行の成果を業務執行取締役や執行役員報酬へより適正に反映させるため、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会の決定に基づき、株式報酬制度の導入を含め報酬総額に占める業績連動報酬の割合を増やすような役員報酬体系を整備し運用しています。

3 財務報告の適正性に関する事項

「古河電工グループ『財務報告に係る内部統制の整備、評価』に関する基本方針」(J-SOX基本方針)に基づき実施した内部統制の整備状況に関する評価結果は取締役会に報告されるとともに、内部統制報告書の提出に際しては取締役会の承認を得ています。

4 企業集団における業務の適正に関する事項

- ① 子会社毎に年度予算を設定し管理しているほか、子会社の経営等に関し重要なものとして当社付議基準で定める事項は、当社取締役会、経営会議等において審議しています。その他、主に海外子会社を対象として、人事労務・経理・IT関連の経営基盤整備の支援を行っています。
- ② 国内において、関係会社コンプライアンス総括会議を開催し、内部統制に関する重要事項について活動状況の情報共有を行いました。また、国内外のグループ会社に対するコンプライアンス問題事例集の配付に加え、メキシコの関係会社向けに競争法遵守や贈収賄禁止などコンプライアンスに関するセミナーを当社主催で開催するなど、当社グループの内部統制強化を図っています。
- ③ グループ会社における内部通報制度の導入および整備を進めています。
- ④ 子会社の規模や重要性を勘案して当社役職員を当該子会社の取締役や監査役として派遣し、業務執行の監督を行っています。

5 監査の実効性確保に関する事項

- ① 監査役は、取締役会のほか、経営会議、リスクマネジメント委員会、サステナビリティ委員会その他の重要な会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画および監査結果を取締役に報告しています。また、監査役は、当社の内部監査部門等および国内関係会社の監査役などとの連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を図っているほか、国内外の関係会社への往査(web会議システムを利用したリモート監査を含む)を実施しています。
- ② 当該事業年度においては、9回の監査役会を開催し、監査役間の意見交換・情報共有を行いました。
- ③ 監査役会は、会計監査人より監査計画の説明を受け、重要な監査項目、監査上の主要な検討事項などについて協議しました。また、監査役会は、各四半期および通期の決算について会計監査人より四半期レビューの結果および当該事業年度の監査結果、監査の品質管理体制について報告を受けるとともに意見交換等を行いました。その他、必要に応じて監査進捗状況の報告も受けています。
- ④ 監査役の要請に基づき、監査役補助使用人を2名配置しています。

以上

(注) 本報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を百万円単位の場合は切り捨て、億円単位の場合は四捨五入して表示しております。

Horizontal dashed lines for writing.

招集通知
P.1

株主総会参考書類
P.6

事業報告
P.21

連結計算書類等
P.55

監査報告書
P.59

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第201期 (2023年3月31日現在)	第200期 (ご参考) (2022年3月31日現在)	科目	第201期 (2023年3月31日現在)	第200期 (ご参考) (2022年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	486,821	502,963	流動負債	381,025	379,716
現金及び預金	47,432	65,153	支払手形及び買掛金	125,409	127,988
受取手形、売掛金及び契約資産	229,550	230,326	短期借入金	141,281	115,000
有価証券	5,127	3,257	コマーシャル・ペーパー	28,000	54,000
商品及び製品	65,755	59,932	未払法人税等	4,730	2,649
仕掛品	38,556	40,116	製品補償引当金	2,238	3,045
原材料及び貯蔵品	67,985	64,067	その他	79,365	77,033
その他	33,803	41,157	固定負債	222,821	242,097
貸倒引当金	△1,389	△1,048	社債	40,000	40,000
固定資産	448,015	432,912	長期借入金	114,547	133,120
有形固定資産	269,288	260,163	環境対策引当金	9,284	9,343
建物及び構築物	247,121	246,887	退職給付に係る負債	38,239	43,806
機械装置及び運搬具	491,387	475,919	資産除去債務	1,588	1,485
工具、器具及び備品	76,458	75,229	その他	19,161	14,340
土地	33,473	35,935	負債合計	603,846	621,813
リース資産	1,169	1,273	(純資産の部)		
使用権資産	23,099	15,078	株主資本	280,550	266,018
建設仮勘定	23,069	20,074	資本金	69,395	69,395
減価償却累計額	△626,488	△610,235	資本剰余金	23,179	23,178
無形固定資産	20,236	20,520	利益剰余金	188,847	174,346
のれん	211	573	自己株式	△871	△901
その他	20,024	19,947	その他の包括利益累計額	22,996	13,201
投資その他の資産	158,490	152,228	その他有価証券 評価差額金	10,546	12,446
投資有価証券	120,920	116,767	繰延ヘッジ損益	204	2,963
出資金	4,262	6,082	為替換算調整勘定	14,541	817
繰延税金資産	9,428	7,899	退職給付に係る 調整累計額	△2,296	△3,024
退職給付に係る資産	8,900	8,127	非支配株主持分	27,442	34,843
その他	15,894	14,264	純資産合計	330,990	314,062
貸倒引当金	△915	△912	負債及び純資産合計	934,837	935,876
資産合計	934,837	935,876			

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第201期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第200期 (ご参考) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	1,066,326	930,496
売上原価	909,622	791,804
売上総利益	156,703	138,691
販売費及び一般管理費	141,262	127,263
営業利益	15,441	11,428
営業外収益	13,447	14,510
受取利息及び配当金	2,519	2,160
持分法による投資利益	5,991	9,045
為替差益	1,668	1,496
その他	3,267	1,807
営業外費用	9,248	6,272
支払利息	6,334	3,375
その他	2,914	2,897
経常利益	19,639	19,666
特別利益	17,642	9,580
固定資産処分益	1,158	2,082
投資有価証券売却益	15,279	1,859
受取保険金	—	2,051
受取和解金	800	—
過年度社会負担金還付額	—	2,722
その他	404	864
特別損失	6,979	8,816
固定資産処分損	1,187	1,296
減損損失	402	1,489
関係会社事業損失	2,322	—
事業構造改革費用	1,307	2,303
その他	1,758	3,727
税金等調整前当期純利益	30,302	20,430
法人税等合計	10,654	7,190
法人税、住民税及び事業税	9,455	5,673
法人税等調整額	1,198	1,517
当期純利益	19,648	13,239
非支配株主に帰属する当期純利益	1,737	3,145
親会社株主に帰属する当期純利益	17,911	10,093

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第201期 (2023年3月31日現在)	第200期 (ご参考) (2022年3月31日現在)	科目	第201期 (2023年3月31日現在)	第200期 (ご参考) (2022年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	269,540	285,565	流動負債	215,041	225,824
現金及び預金	6,850	15,832	支払手形	941	947
受取手形	922	2,354	買掛金	76,939	80,685
電子記録債権	9,433	7,780	短期借入金	71,307	52,954
売掛金	96,514	101,984	コマーシャル・ペーパー	28,000	54,000
契約資産	4,294	6,968	未払金	11,487	14,319
未収法人税等	—	1,194	未払費用	17,167	16,318
商品及び製品	10,265	9,150	契約負債	1,747	1,205
仕掛品	17,205	18,392	製品補償引当金	387	387
原材料及び貯蔵品	14,759	13,296	環境対策引当金	6	214
前払費用	1,612	1,384	工事損失引当金	397	53
短期貸付金	84,562	79,391	未収法人税等	2,539	—
未収入金	21,831	25,428	その他	4,118	4,737
その他	1,302	2,426	固定負債	176,881	199,036
貸倒引当金	△17	△21	社債	40,000	40,000
固定資産	324,228	322,811	長期借入金	107,000	127,100
有形固定資産	85,544	80,621	退職給付引当金	18,494	20,715
建物	32,384	31,706	環境対策引当金	9,280	9,333
構築物	3,763	3,459	関係会社事業損失引当金	492	234
機械及び装置	22,048	20,114	役員株式給付引当金	452	468
車両運搬具	149	135	資産除去債務	500	508
工具、器具及び備品	3,181	3,112	その他	662	677
土地	12,013	12,391	負債合計	391,922	424,861
リース資産	57	84	(純資産の部)		
建設仮勘定	11,945	9,618	株主資本	192,715	171,685
無形固定資産	12,681	12,780	資本金	69,395	69,395
ソフトウェア	12,438	12,532	資本剰余金	21,466	21,466
その他	243	247	その他資本剰余金	21,466	21,466
投資その他の資産	226,003	229,409	利益剰余金	102,682	81,684
投資有価証券	24,804	28,483	利益準備金	3,919	3,495
関係会社株式	95,318	99,432	その他利益剰余金	98,763	78,188
関係会社出資金	44,899	44,899	繰越利益剰余金	98,763	78,188
関係会社長期貸付金	68,728	64,059	自己株式	△829	△860
前払年金費用	6,245	5,517	評価・換算差額等	9,130	11,829
繰延税金資産	5,081	4,129	その他有価証券評価差額金	9,179	10,833
その他	5,184	5,054	繰延ヘッジ損益	△48	996
貸倒引当金	△24,259	△22,167	純資産合計	201,845	183,515
資産合計	593,768	608,376	負債及び純資産合計	593,768	608,376

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第201期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第200期 (ご参考) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	305,835	292,424
売上原価	264,176	250,922
売上総利益	41,658	41,501
販売費及び一般管理費	43,420	41,000
営業利益又は営業損失 (△)	△1,761	501
営業外収益	15,108	12,520
受取利息及び配当金	14,142	10,343
為替差益	608	1,504
その他	357	671
営業外費用	4,660	6,560
支払利息	1,868	964
貸倒引当金繰入額	2,003	4,810
その他	789	785
経常利益	8,686	6,461
特別利益	23,065	3,074
固定資産処分益	432	1,761
関係会社株式売却益	17,854	623
投資有価証券売却益	3,958	427
その他	820	261
特別損失	925	8,406
固定資産処分損	524	555
関係会社株式評価損	327	6,485
その他	73	1,364
税引前当期純利益	30,826	1,129
法人税、住民税及び事業税	5,351	805
法人税等調整額	239	849
当期純利益又は当期純損失 (△)	25,235	△525

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知
P.1

株主総会参考書類
P.6

事業報告
P.21

連結計算書類等
P.55

監査報告書
P.59

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

古河電気工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 浩一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 太洋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古谷 大二郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河電気工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

古河電気工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 浩一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 太洋
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古谷 大二郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電気工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第201期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用す

ることが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第201期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に倣い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告をうけ、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 当社は、自動車部品取引に関し、ブラジル競争法当局の調査を受けております。また、米国での自動車部品カルテルによる損害賠償を求める集団訴訟において、当社または当社子会社が被告となっております。加えて、当社および当社子会社は、競争法違反行為に関して、一部の顧客などから、損害の賠償を求められています。上記は、いずれも過去の行為に起因するものであり、現時点においてはこれらの行為は行われておりません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

古河電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 天 野 望 ㊟

常勤監査役 溝 田 義 昭 ㊟

常勤監査役 寺 内 雅 生 ㊟

社外監査役
(非常勤) 酒 井 邦 彦 ㊟

社外監査役
(非常勤) 住 田 清 芽 ㊟

社外監査役
(非常勤) 塩 見 崇 夫 ㊟

以 上

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主の皆様へ

- 株主総会当日のご来場につきましては、体調に十分ご留意されたうえでご判断いただきますよう、お願い申し上げます。
- 株主総会の模様をライブ配信いたします。
- ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

株主総会 会場略図

開催
日時

2023年6月23日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催
場所

当社 18階 会議室
東京都千代田区大手町二丁目6番4号 常盤橋タワー



最寄駅のご案内

▶地下鉄

「大手町駅」

東京メトロ：東西線・丸ノ内線・半蔵門線・千代田線
都営地下鉄：三田線

B9a 出口 直結

「日本橋駅」

東京メトロ：東西線・銀座線
都営地下鉄：浅草線

A3 出口から 徒歩約5分 ※A1出口は現在閉鎖中です。

「三越前駅」

東京メトロ：半蔵門線・銀座線

B2 出口から 徒歩約3分

▶JR線

「東京駅」

日本橋口 から 徒歩約2分

八重洲北口 から 徒歩約5分

※駐車場のご用意はございません。

古河電気工業株式会社

<https://www.furukawa.co.jp/>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。